

3. 米国の数量未確定契約方式

3.1. 概要と導入の経緯

(1) 概要

数量未確定契約（Indefinite-Delivery Indefinite-Quantity Contracts, 一般に ID/IQ または IDIQ と称される）は、連邦調達規則に規定された「調達時期、数量ともに未確定で包括的な契約を締結するもの」であり、陸軍工兵隊（治水施設等）や連邦道路庁においても用いられている。

数量未確定契約は、英国のフレームワーク合意方式と同様に、基本契約（第一段階）とこれに基づく個別発注（タスクオーダー、第二段階）に区分され、基本契約の入札案内書では、基本契約と個別発注の最大、最小の数量（総額）が示さ

れる。選定基準は、基本契約が価格と品質の総合評価、個別発注では最低価格が多く用いられている。また、入札案内書において、初回個別発注の見積り表を提示し、競争参加者からの価格提案により、基本契約者の特定と同時に初回個別発注の受注者を特定するケースが多くみられる。契約期間は5年間が多く、当初の基本契約期間に加え、追加で期間延長を行うことが多い。

数量未確定契約は、調達に係る時間短縮と競争関係を両立することを目的として、過去の契約を活用するとの発想に基づき、連邦調達庁（General Services Administration）が物品やサービスを調達に採用することから始まったものである。

数量未確定契約方式の概要を図-19に示す。

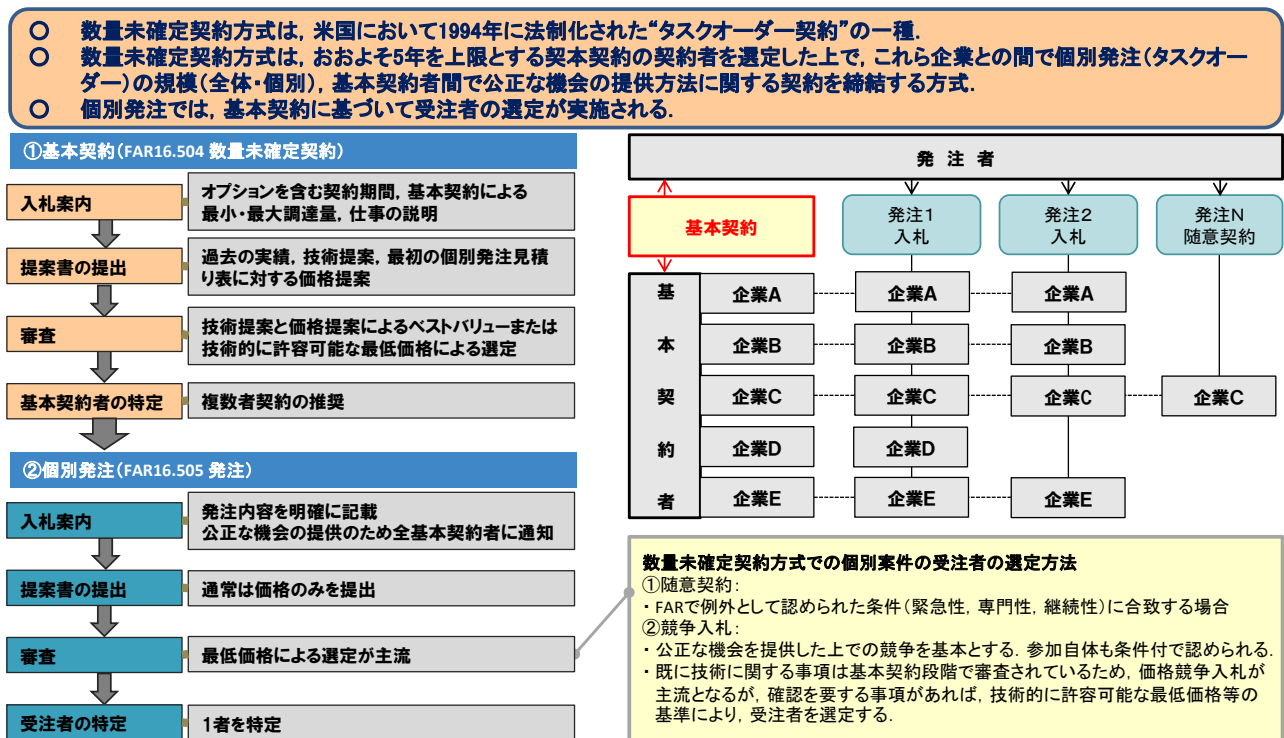


図-19 数量未確定契約方式の概要

(2) 導入の経緯

米国大統領行政府の連邦調達政策局（OFPP: Office of Federal Procurement Policy）の資料⁽¹¹⁾によると、1994年の連邦調達合理化法（Federal Acquisition Streamlining Act, 以下「FASA」という）で、可能な限り複数者契約を推奨するタスクオーダー契約およびデリバリーオーダー契約（以下「タスク・デリバリーオーダー契約」という）が法制化された。FASAでのタスク・デリバリーオーダー契約の定義は、デリバリーオーダー契約で「物品」を示す単語が異なる以外は、後の連邦調達規則での定義と同じである。

法制化以前は、

- ・個別要求ごとの再競争と契約締結による遅れ
- ・複数者契約締結に関する法的問題

を回避するために単一者とのタスク・デリバリーオーダー契約が用いられていたが、価格の安定や受注者の能力に課題があった。1993年、諮問機関は連邦議会に対し、各発注機関が複数者とタスク・デリバリーオーダー契約を自由に締結できない場合、調達が不必要に遅れると結論づけ、これら契約を法制化することを提言した。

一方の連邦議会も、発注機関に柔軟な契約手法を付与しない限り、大規模な調達改革が実現しないことを認識していた。したがって発注機関が既に実施していたタスク・デリバリーオーダー契約を法制化し、複数者契約を通常の手法として確立することにより、競争性を確保しつつ発注機関内部での需要の発生から調達までの時間の短縮できる調達手法の一つとして明確に位置づけられた。

FASAでのタスク・デリバリーオーダー契約の主な内容は表-50のとおりである。

表-50 タスク・デリバリーオーダー契約の主な内容

- ・政府の要求する物品またはサービスをおおまかに表現する広範な業務説明書の使用を認める。
- ・個々の発注時に公告を必須としないことを認める。
- ・個々の発注に対する抗議は、範囲、期間または最大契約額の増加に関するものを除き認めない。
- ・\$2,500以上の発注は全ての基本契約者に公正な機会を与えることを必須とする。

3.2. 関連規定

(1) 連邦調達規則

米国の連邦政府機関の調達手続きは、連邦規則集（CFR: Code of Federal Regulation）Title 48のChapter1, 連邦調達規則（FAR: Federal Acquisition Regulation, 以下「FAR」という）にまとめられている。

第16部「契約の種類」の第16.5章で「未確定調達契約」について規定されている。第16.5章の構成は表-51のとおりである。以下、第16.5章の構成に従い、FARの内容を抜粋し整理する⁽¹²⁾。

表-51 第16.5章の構成

第16.5章 未確定調達契約 (Indefinite delivery contracts)
16.500 本章の範囲
16.501-1 定義
16.501-2 総則
16.502 数量確定契約 (Definite-quantity contracts)
16.503 要求契約 (Requirement contracts)
16.504 数量未確定契約 (Indefinite-quantity contracts)
16.505 発注 (Ordering)
16.506 入札案内書および契約書の条項

① 本章の範囲 [16.500]

本章では、数量未確定契約が複数者契約を推奨し、基本契約締結後の個々の発注時は、契約担当官の広範な裁量の行使により第6部「競争要件」の適用外となる。ただし競争要件が適用されない前提として、以下のいずれかの場合に適合する必要がある。[6.001 (e) 参照]

1. 基本契約が第6.1章「完全公開競争」または第6.2章「制限競争」を経て締結され、全ての受注者が発注に含まれる要求に対して実際の競争をした場合
2. 基本契約が第6.3章「競争以外」を経て締結され、必要な説明と承認が発注に含まれる要求を十分に含んでいる場合

また複数者契約の推奨は、第36.6章に規定される建築・エンジニアリングサービスの調達には適用されない。

② 定義、総則 [16.501-1]

タスク・デリバリーオーダー契約はそれぞれ表-52のとおり定義されている。

表-52 タスク・デリバリーオーダー契約の定義

<p><u>タスクオーダー契約</u>： サービス調達契約で、決められたサービスの量を調達しないまたは明示しない（最大または最小量を除く）もので、契約期間中にサービスの発注が行われるもの。</p> <p><u>デリバリーオーダー契約</u>： 物品調達契約で、決められた物品の量を調達しないまたは明示しない（最大または最小量を除く）もので、契約期間中に物品の発注が行われるもの。</p>

③ 総則 [16.501-2]

未確定調達契約は「契約時には正確な時期および／または数量が不明な物品および／またはサービスの調達のために適切なタイプが用いられる」とされ、3種類の契約を規定している。このうちタスク・デリバリーオーダー契約に該当するのは、要求契約と数量未確定契約である。前者は単一者との契約であるが、後者では複数者との契約が推奨される。

④ 数量未確定契約 [16.504]

数量未確定契約に関する内容の抜粋を表-53～表-57に示す。複数者契約が推奨される一方で、例外的に単一者契約が認められる要件が示されている。

なお、\$1億300万を超える基本契約は、特定の要件に合致し、契約機関の長が書面による決定を行わない限り、単一者契約で実施できない [(c) (1) (ii) (D)参照]。助言・補助サービス契約については、3年かつ\$1,250万を越える場合は原則、複数者契約としなければならない [(c) (2) (i)参照]。

表-53 数量未確定契約の説明および適用 (抜粋)

<p>(a) 説明：数量未確定契約は定められた期間に、明記された限度内で未確定量の物品やサービスを提供する。政府は個々の要求に応じて発注する。限度量を数量またはドル価値で表示できる。</p> <p>(1) 物品またはサービスの示された最低量について政府が発注し、受注者が供給することを契約書は要求しなければならない。さらに、もし発注があれば、受注者は記載された最大量以内で、いかなる追加の供給もしなければならない。契約担当官は市場の調査、同種の物品やサービスの直近の契約の傾向、またはその他の適切な根拠により合理的な最大量を設定しなければならない。</p> <p>(b) 適用：契約担当官は、数量未確定契約を政府がその最小量を除いて、政府が契約期間中に発注する明確な発注量が予測できない時（中略）に利用する。契約担当官は要求が繰り返し見込まれる場合に利用する。</p>
--

表-54 入札案内書・契約書の記載事項 (抜粋)

<p>(a) (4) 数量未確定の入札案内書と契約書では</p> <p>(i) 期間延長の回数および政府が延長する可能性のある期間を含んだ契約期間を記載する。</p> <p>(ii) 基本契約による物品・サービスの最小・最大量を記載する。</p> <p>(iii) 提案者が提案を提出するか判断できるよう、政府が調達する物品・サービスの範囲、複雑さおよび目的を合理的に説明した仕事の説明書、仕様または他の説明を含める。</p> <p>(iv) 発注時の受注者への通知方法を含め、発注時の手続きについて記す。複数者契約とする場合、公正な機会を提供するための手続きと選定基準について記載する。</p>
--

表-55 複数者契約の推奨 (抜粋)

<p>(c) 複数者契約の推奨— (1) 調達の計画</p> <p>(i) (c) (2) で規定される助言・補助サービスの数量未確定契約を除き、契約担当官は最大限実行可能な限り、同種または類似の物品やサービスについて1つの入札案内により、2者以上を契約の相手方として特定し、数量未確定契約が複数者契約となるように努めなければならない。</p>
--

表-56 基本契約者数決定時の検討事項 (抜粋)

<p>(c) (1) (ii) (A) (前略) 契約担当官は契約相手の数を決定する際に、以下の事項を検討しなければならない。</p> <p>(1) 契約が要求する範囲と複雑さ</p> <p>(2) 予想される個別発注の期間と頻度</p> <p>(3) 予測される個別発注の履行のために、基本契約者が保有すべき様々なリソースの組合せ</p> <p>(4) 契約期間を通して基本契約者同士が競争性を保持し続けること</p>
--

表-57 単一者契約が認められる要件 (抜粋)

<p>(c) (1) (ii) (B) 契約担当官は以下の場合に複数者契約を使用してはいけない。</p> <p>(1) サービスが特に特徴的または専門的で、要求されるレベルでのサービスの提供が一者しかできない場合</p> <p>(2) 契約担当官の市場についての知識から、単一者契約にすれば価格を含むより良い契約条件が得られる場合</p> <p>(3) 複数者契約の運営費が複数者契約締結による利益を上回る場合</p> <p>(4) 予定される個別発注が一体的に関連していて、合理的に一者だけが履行できる場合</p> <p>(5) 契約金額総額の積算が簡易調達基準額より低い場合</p> <p>(6) 複数者契約が政府にとっての最善策ではない場合</p>

⑤ 個別発注 [16.505]

基本契約に基づく個別発注の概要の抜粋を表-58 に示す。

表-58 個別発注の概要 (抜粋)

<p>(a) 概要</p> <p>(2) 個々の発注では、完全にコストまたは価格が設定されるよう全てのサービスまたは物品を明確に記す。発注は契約書に記された範囲内で、実施時期内に行われ、そして最大額以内でなければならない。</p> <p>(6) 契約書に明記されたいかなる方法で発注してもよい。</p> <p>(7) 未確定調達契約に基づく発注には以下の情報を含めなければならない。</p> <p>(i) 発注日</p> <p>(ii) 契約番号と発注番号</p> <p>(iii) 物品とサービスについては契約項目番号と説明、数量と単価または予定される価格またはフィー</p> <p>(iv) 配達または実施予定日</p> <p>(v) 配達または実施場所 (受取人を含む)</p> <p>(10) (i) 基本契約に基づく発注に関し、抗議は認められない。ただし以下の(A)(B)の場合を除く。</p> <p>(A) 発注により契約の範囲、期間もしくは最大契約額が増加することについての抗議</p> <p>(B) \$1,000 万を超える発注への抗議は、会計監査院にのみ提出できる。</p>

続いて (b) では、公正な機会の確保について規定されている。主な規定を表-59 に示す。発注では原則として第 6 部「競争要件」と節 15.3「受注者選定」に関する方針は適用されない。

表-59 公正な機会の主な規定 (抜粋)

<p>(b) 複数者の基本契約に基づく発注 - (1) 公正な機会</p> <p>(i) 複数者による基本契約において、\$3,000 を超える発注では、発注担当官は (b) (2) の例外規定を除き、公正な機会を提供しなければならない。</p> <p>(ii) 契約担当官は、発注手続きの決定について広範な裁量行使することができる。第 6 部「競争要件」と第 15.3 章「受注者選定」に関する方針は発注プロセスには適用されない。ただし契約担当官は、以下のことを実施しなければならない。</p> <p>(A) 各受注者に対して公正な機会を提供し、要求およびその他の側面を反映できる発注手続きを決定する。</p> <p>(B) 公正な機会とならない手法 (好ましい基本契約者への割り当てや指名) は使わない。</p> <p>(C) それぞれの調達ごとに最適な手続きを設定する。</p>
--

<p>(D) 手続きを入札案内書や契約書に記載する。</p> <p>(E) それぞれの発注で価格・コストを選定の 1 つの要素として考慮する。</p> <p>(iii) 簡易調達基準額を超える発注</p> <p>(A) 簡易調達基準額を超える発注では原則、次の (B) の規定に従い、競争に基づいて発注されなければならない。</p> <p>(B) (1) 契約担当官は、調達の意思表示を公平に通知する。これには物品・サービスの明確な説明、受注者の選定基準を含む。</p> <p>(2) 通知に応じる全ての基本契約者に提案を出す公正な機会が与えられ、提案が公正に検討される。</p> <p>(iv) \$500 万を超える発注。</p> <p>\$500 万を超える発注は、全ての基本契約者に公正な機会を与えるため、要求事項は最低でも以下の項目を含むものとする。</p> <p>(A) 発注機関の要求事項が明確に記されている通知</p> <p>(B) 適切な対応の期間</p> <p>(C) 発注機関が提案を評価する際に考慮すると考えられる、コスト・価格を含む重要な要素、副要素とそれらの相対的な重要性の開示</p> <p>(D) 受注者の決定が総合評価に基づいて行われる場合は、選考基準と品質と価格要素の配分を明記した書面</p> <p>(E) 受注者決定後の説明の機会</p>

随意契約を適用する公正な機会の例外については表-60 のとおりである。\$3,000 以上の発注で (A) ~ (F) で 6 つ要件が挙げられ、これら要件を用いた場合は正当化理由を文書化し、承認を得て、その情報を公表しなければならない。承認者は、発注の規模により表-61 のように規定されている。

表-60 公正な機会の例外 (抜粋)

<p>(b) (2) (i)</p> <p>契約担当官は\$3,000 を超える個別発注では、以下の法令による例外を除き、全ての受注者に対して公正な機会を提供しなければならない。</p> <p>(A) 発注機関が物品・サービスを早急に必要とし、公正な機会を確保すれば容認できない遅れとなる場合</p> <p>(B) 物品またはサービスが特有または高度に専門的であるため、必要な品質レベルで履行できる基本契約者が 1 者のみの場合</p> <p>(C) 同一の基本契約での実質的な継続発注であり、もし最初の発注時に全基本契約者が公正な機会を与えられていたならば、経済性と効率性を考慮すると随意契約としなければならない場合</p> <p>(D) 最低補償額確保のため、発注を行う必要がある場合</p>
--

- (E) 簡易調達基準額を超える発注で、法律が明確に特定の提供者より調達することを認可、または要求している場合
- (F) 公共法典 111-240 のセクション 1331 に従い、契約担当官の裁量により、小規模企業のために発注を確保する場合
- (ii) 公正な機会の例外を正当化する場合は、書面で記録しなければならない。

表-61 承認者 [(b) (2) (ii) (C)]

発注規模(\$)	承認者
～15万(簡易調達)	—
15万～65万	発注担当官
65万～1,250万	競争促進官、または\$1,250万を超える発注規模の場合と同じ
1,250万～6,250万 (国防総省等は～\$8,550万)	発注部門の長または軍人であれば将官以上、文官であれば職位がGS-15相当より上位者
6,250万～ (国防総省等は\$8,550万～)	発注機関連上級調達官または国防総省次官(調達担当)

発注に対する抗議は、一部を除いて制限されているが、表-62 のとおり公正な機会の確保を確認する監察官を配置することを規定している。

表-62 監察官の配置

[(b) (8)]

監察官。発注機関の長は監察官を任命する。監察官は受注者からの苦情を審査し、彼らが契約書の手続きに則って、公正な機会を与えられているかを確認する。監察官は契約担当官から独立している上級担当官で、発注機関の競争促進官であっても良い。

⑥ 入札案内と契約の条項 [16.506]

入札案内書と契約書に記載されるべき各条項(発注、数量未確定契約、単一者または複数者契約)の具体例を提示している。それらを表-63～表-65 に示す。

表-63 入札案内と契約の条項 (1)

52.216-18 発注

- (a) この契約に基づいて調達されるいかなる物品やサービスは個別発注の発行に伴って発注されなければならない。
- (b) いかなる個別発注はこの基本契約の契約条件に従う。もし個別発注とこの基本契約に矛盾がある場合は、基本契約が優先される。
- (c) 政府が個別発注を郵送した場合、発注されたと見なされ

る。スケジュールで認められた場合のみ、口頭、ファックスまたは電子商取引方法にて発注してもよい。

表-64 入札案内と契約の条項 (2)

52.216-22 数量未確定契約

- (a) これは特定の物品やサービスのための数量未確定契約である。基本契約はスケジュールに示された期間で有効である。スケジュールに記載された物品やサービスの量は単に予測値であり、この基本契約では調達はされない。
- (b) 発注の条項に従い、承認された発注によって物品の配達やサービスの実施がなされる。受注者は政府に対して発注があれば、スケジュールで“最大量”とされた数量まで、指定された物品やサービスを提供する。
- (c) 発注制限条項またはスケジュールに制限がある場合を除き、発行される注文の数に限度はない。政府は複数の配達先を必要とする物品、または複数の実施場所を必要とするサービスを発注することができる。
- (d) この基本契約の有効期間内に出され、かつ未完了のいかなる発注は、発注にて指定された期限内に受注者によって完了されなければならない。基本契約はそのような発注に関して、あたかも有効期間内に完了したのと同様に受注者と政府の権利と義務を定める。もし受注者は基本契約において〇〇(日付を記載)以降はいかなる配達義務がないならばその限りでない。

表-65 入札案内と契約の条項 (3)

52.216-27 単一者または複数者契約

政府はこの提案要求書に基づき、同一または同様の物品もしくはサービスについて、単一者との個別発注契約または2者以上の複数者との個別発注契約の締結を選択することができる。

⑦ その他の関連条項

契約期間について、第17部「特別な契約手法」の第17.2章「期間延長」は、建設工事には必ずしも適用されないが適用を排除されないという前提の基、基本契約期間と延長期間の合計は5年を越えてはならないと規定している[17.204(e) 参照]。追加により期間を延長する可能性がある場合は入札案内書と契約書に表-66 の条項を記載する必要がある [17.208 (g) 参照]。

表-66 入札案内と契約の条項 (4)

52.217-9 追加による契約の期間延長

- (a) 政府は受注者に対して書面による通知により、〇〇(契約担当官が期間延長を実施し得る期日を記入) までこの

契約の期間を延長することがある。そのためには政府は受注者に対して、契約期間が終わる少なくとも〇〇日（特に他の指定がなければ60日）前には、延長する意志があることを事前に書面にて通知する必要がある。事前通知は必ずしも期間延長を約束するものではない。

- (b) もし政府がこの期間延長を実行するならば、延長された契約書もこの期間延長に関する条項を含んでいると考慮される。
- (c) この条項によるすべての期間延長を含むこの契約の合計期間は、〇〇（年）（月）を超えない。

複数者契約で契約を中小規模企業向けに確保できることが規定されている。事例ごとに中小規模の基準となる年間売上高が入札図書に記載される。

表-67 中小企業対策

19.502-4 複数者契約と中小企業対策

- (a) 完全公開競争によって複数者契約の調達を実施する場合、1つないしそれ以上の契約を19.000 (a) (3) に規定されるいかなる中小企業保護対策のために確保することができる。そこで規定されている特定のプログラムでの資格要件も、併せて適用される。
- (b) (c) 略

中小企業として以下の4種類が規定されている [19.000 (a) (3) 参照]。

- ・ 中小企業法8 (a) に基づくプログラムにより、51%以上が社会的・経済的弱者によって所有・支配される企業
- ・ HUBZone（歴史的未開発地域）に所在のある企業
- ・ 51%以上が戦役で負傷した退役軍人によって所有される企業
- ・ 一人ないし複数の女性により少なくとも51%以上保有され、主体的に経営される企業

(2) 補完規則

① 総論

発注機関となる主要な省庁・組織は、FAR に対する補完規則を作成している。補完規則の条項は FAR に則しているが、特記事項のみであり、全ての条項について記載があるわけではない。国防総省とその各発注機関および運輸省の補完規則の記載項目は表-68 のとおりである。

表-68 補完規則の記載項目

FAR の条項	(上段から)発注機関・補完規則名・識別番号				
	国防総省	陸軍	海軍	海軍施設技術部	運輸省
	DFARS	AFARS	NMCARS	NFAS	TAR
	2	51	52	-	12
16.500 本章の範囲	-	-	-	-	-
16.501 定義, 総則	○	-	-	-	-
16.502 数量確定契約	-	-	-	-	-
16.503 要求契約	-	-	-	○	-
16.504 数量未確定契約	○	-	○	○	-
16.505 発注	○	○	○	○	○
16.506 入札案内書の規定と契約条項	○	-	-	○	-

② 国防総省 DFARS

国防総省の DFARS (Defense FAR Supplement) ⁽¹³⁾では、第216.5 章に未確定調達契約に関する条項がある。記載項目は表-69 のとおりである。基本契約は5年までのいかなる期間を設定でき、期間延長も可能である。しかしながら発注機関の長による書面での承認がなければ、10年を超えることはできないと規定されている [217.204 (e) 編参照]。

また、簡易調達基準額を超える発注に対して提案者が1者のみであった場合、215.371 の方針に従い、競争を再度促すかまたは価格が公正で合理的であることを証明するかのいずれかの手続きを行う [216.505-70 参照]。

表-69 DFARS 第216.5章の記載項目

第216.5章 未確定調達契約
216.501-2-70 総則
216.504 数量未確定契約
216.505 発注
216.505-70 複数者基本契約に基づく発注
216.506 入札案内書の規定と契約条項

③ 陸軍補完規則 AFARS

陸軍の AFARS (Army FAR Supplement) ⁽¹⁴⁾では、第5116.5 章に未確定調達契約に関する条項があり、記載項目は表-70 のとおりである。複数者との個別発注契約を MATOC (Multiple Award Task Order Contracts) と称している。一方、海軍や空軍といった発注機関では、建設分野の数量未確定契約について実際の運用では MACC (Multiples Award Construction Contracts) という用語を使用している。

監察官の任命と複数者基本契約における発注時の規定が

あるが、FAR と同義の規定がほとんどである。5116.505-90「複数者個別発注契約 (MATOC)」の内容を表-71 に示す。

表-70 AFARS 第 5116.5 章の記載項目

第 5116.5 章 未確定調達契約
5116.505 発注
5116.505-90 複数者個別発注契約 (MATOC)

表-71 AFARS5116.505-90 の内容

- (a) 契約担当官は提出の要求を最小にし、口頭によるプレゼンテーションを含め簡素化された手続きを用いる。
- (b) 発注の決定については適切に文書化する。特に公正な機会の例外の適用や、高い技術的な利点により最低価格提示者を契約相手として特定しなかった場合などの重要な決定は、正当化のため詳細に記録されるべきである。
- (c) 発注の過程において、契約相手の選定には価格を考慮しなければならない (A/E を除く)。選定は総合評価によるべきであるが、価格が考慮されなければならない。
- (d) 発注の過程において、当該基本契約の過去の個々の契約での品質、即時性、価格調整、実績を考慮する。それらはプログラムおよび技術オフィスで収集し、競争参加者には提出を求めない。

第 5117 部「特別な契約手法」の第 5117.90 章で、FAR には規定が無い、数量未確定契約と同様、基本契約時点で時期・数量共に未確定で、特定の建設工事に用いられるジョブオーダー契約 (Job Order Contracting, 以下「JOC」という) が規定されている。

第 5117.90 章の記載項目は表-72 のとおりであり、5117.9001 の定義の抜粋は表-73 の通りである。JOC は見積金額が \$2,000 を超える事業に適用でき、それ以下の場合には発注者側の管理コストが過大となり、JOC を用いるべきでない [5117.9000 参照]。

表-72 AFARS 第 5117.90 章の記載項目

第 5117.90 章 ジョブオーダー契約
5117.9000 本章の範囲
5117.9001 定義
5117.9002 適用
5117.9003 ジョブオーダー契約の利用
5117.9003-1 特徴
5117.9003-3 計画と調整
5117.9004 手続き
5117.9004-1 事前入札案内
5117.9004-2 入札案内

5117.9004-3 発注
5117.9005 契約管理
5117.9006 ジョブオーダー契約発注官
5117.9007 契約担当官の責任
5117.9008 内部統制

表-73 5117.9001「定義」(抜粋)

「係数」とは、「ユニットプライスブック」に記載されていないコスト (通常は間接費用) を表現する数値的要素である。経済的価格調整を行わない場合、労務単価の変動や延長期間の物価上昇といったリスクに対する予備費用も係数に含まれる。

「ジョブオーダー契約」とは、完全公開かつ有効な競争に基づく数量未確定契約であり、軍事施設 (基地、キャンプ、駐屯地) の維持、復旧、刷新 (SRM) 工事の実施に利用される。ジョブオーダー契約は修繕、維持管理、小規模工事の説明や仕様、数量の単位、さらにそれぞれの仕事について事前設定されたユニットプライスを包括的に含むものである。JOC に基づく個々の事業または発注は、通常、事前規定と事前価格設定された仕事により構成されている。

「ユニットプライスブック」とは JOC の入札案内書と契約に用いられる維持、復旧、刷新工事に関連する測定用の単位と単価をまとめたものである。JOC ユニットプライスは直接資材、労務、仮設備費用を含むが、係数によって算出される間接経費と利益は含まない。使用するデータベースにより 25,000 から 90,000 種類の品目が掲載されている。

ユニットプライスブックにより、一覧に記載された直接資材、労務、仮設備の事前価格設定をし、受注者の利益と間接費用について係数を用いて算出する [5117.9003-1 (a) 参照]。

また JOC の受注者選定では、能力、過去実績、技術および管理提案書、サンプルタスクへの提案と基本契約期間と延長期間に対する係数の提案を総合的に評価する [5117.9003-1(c) 参照]。

なお JOC では契約者数の規定がなく、運用上、単一者契約が多い。

④ 海軍補完規則 NMCARS

海軍の NMCARS (Navy Marine Corps Acquisition Regulation Supplement) ⁽¹⁵⁾ の 5216.5 「未確定調達契約」で、数量未確定契約に関する記載がある。記載項目は表-74 のとおりである。単一者契約の制限や、競争促進官について規定されている。\$1 億 300 万以下の単一者契約について、契約部門長の承認が

必要となるが、一部、承認を必要としない要件が表-75 のとおり規定されている [5216.504-90 参照]。

表-74 NMCARS 第 5216.5 章の記載項目

第 5216.5 章 未確定調達契約
5216.504 数量未確定契約
5216.504-90 \$103M 以下での単一者とのタスク・デリバリーオーダー契約の制限
5216.505 発注

表-75 \$1 億 300 万以下で単一者契約が認められる要件

5216.504-90 (b) 例外。以下の部類の契約は単一者契約であっても契約部門長の承認を必要としない。
(1) ユニットプライスを設定し、それら提供するため、競争の結果、締結された基本契約
(2) 競争を行ったが、有効な提案が一人のみであった場合
(3) 随意契約する対外有償軍事援助の契約
(4) 承認された調達計画／戦略に基づく要求契約
(5) FAR 第 6 部で単一者契約が認められている契約
(6) 中小企業法 8(a)で認められた単一者契約
(7) 契約総額の見込額が\$650 万未満の契約
(8) FAR 第 36.6 章の A/E 契約

⑤ 海軍施設技術部補完規則 NFAS

海軍施設技術部 (NAVFAC) の補完規則である NFAS (Naval Facilities Engineering Command Acquisition Supplement) ⁽¹⁶⁾ の第 16.5 章「未確定調達契約」の記載項目は表-76 のとおりである。16.504-90 は海軍補完規則からの引用である。

特定通知には予想契約額の最大を記載する。契約額には基本年の固定価格契約が適用される部分と数量未確定の予想見込量合計の部分があり、基本年の固定価格部分で最低保証額を満足する必要がある。固定価格の部分と数量未確定の部分の仕事は同類でなければならない [16.504-102 参照]。

表-76 NFAS 第 16.5 章の記載項目

第 16.5 章 未確定調達契約
16.503 要求契約
16.504 数量未確定契約
16.504-90(NMCARS) \$103M 以下での単一者タスク・デリバリーオーダー契約の制限
16.504-100 A/E 数量未確定契約
16.504-101 施設支援数量未確定契約
16.504-102 固定価格契約／数量未確定契約の組合せ
16.504-103 国防総省 EMALL 契約
16.505 発注
16.506 入札案内書の規定と契約条項
16.506-100 海軍施設技術部契約条項

⑥ 運輸省補完規則 TAR

運輸省の補完規則である TAR (Transportation Acquisition Regulation) ⁽¹⁷⁾ の 1216.5 「未確定調達契約」の記載項目は表-77 のとおりであり、1216.505 「発注」で、監察官について規定しているのみである。

表-77 TAR 第 1216.5 章の記載項目

第 1216.5 章 未確定調達契約
1216.505 発注

⑦ 地方政府での補完規則

FAR は連邦予算を用いる事業にのみ適用となるため、地方政府においては、独自に公共調達に関して規則等を定め、運用している。

例えばワシントン州では陸軍と同様、JOC を用いている。州法 (RCW: Revised Code of Washington) ⁽¹⁸⁾ では Chapter 39.10 「公共事業の新しい契約手続き」で表-78 の項目を規定している。内容も陸軍と類似しており、大部分はユニットプライスブックに基づき事前に価格が決まる。

表-78 ワシントン州法の JOC 関連項目

第 39 編 公共契約と債務
第 39.10 章 公共事業の新しい契約手続き
39.10.420 ジョブオーダー手続き－使用できる公的機関、使用方法
39.10.430 ジョブオーダー手続き－契約相手の特定手順
39.10.440 ジョブオーダー手続き－契約要求事項
39.10.450 ジョブオーダー手続き－ワークオーダー
39.10.460 ジョブオーダー手続き－委員会への報告

JOC の契約要求事項および個別発注であるワークオーダーについては、表-79 および表-80 のとおり、金額や期間などに制限が設けられている。また下請けに出す業務の割合の指定、受注者が公共工事を実施することを公表すること、さらに市場価格による賃金を支払うことを規定しており、JOC を通して中小企業を保護・育成する意図が窺い知れる。

入札案内では最低でも、ジョブオーダー契約の範囲、ジョブオーダー契約を使用する理由、提案者に求められる要件、使用されるユニットプライスブック、JOC で最低発注される契約額、参加要件と提案の評価プロセス、契約書の書式等を記載しなければならない。さらに評価では必ず、提案された価格と、提案者が契約を履行するための能力を評価しなければならない。能力に関する評価項目として、配置技術者の能力、類似事業の過去実績、時間・予算の要求を満たす能力、支払いボンドと履行ボンドの提出能力、直近・現在の仕事量・

手持工事量，所在地，そして提案のコンセプトが挙げられている [39.10.430(3)参照].

表-79 39.10.440 に関する規定 (抜粋)

39.10.440 ジョブオーダー手続きー契約要求事項
(1) 1つのJOCによる発注額合計の最大は年間\$400万であり，最長で3年間である。100万人より多い人口を有する郡の場合は，年間\$600万で，最長3年間である。
(2) JOCの当初契約期間は2年を超えてはならない。延長期間として1年間延長または更新することができる。全ての延長また更新について公的機関と受注者が相互に同意する必要がある。
(3) 公的機関は，いつでも有効な3つ以上のJOCを有してはならない（企業サービス部では4契約まで可能）。
(4) JOCの業務の少なくとも90%は，基本契約者以外の下請に出さなければならない。受注者はできる限り公平に，資格を有し仕事を受注可能な下請け業者に契約を分配しなければならない。下請け業者には小規模で女性が保有する企業を含む。
(5) 受注者は毎契約年の最初に，それぞれの郡で公共工事が報じられる州全体の発行物および広く流通している法的な新聞により，公共工事を実施する意志を表明しなければならない。
(6) 受注者はRCW39.12によるもの以外は，全ての仕事に対して市場価格にて賃金を支払う。それぞれのワークオーダーにより実施される仕事の市場価格による賃金は，それぞれの発注時の価格とすべきである。
(7) 当初契約期間において，受注者に何ら非がなく，発注機関が提案要求書に記載された量のワークオーダーを発注できなかった場合，発注機関は受注者に対して，最小ワークオーダー量と実際に発注されたワークオーダー量の差に対して，提案要求書に記載の通り，落札係数に含まれる一般管理費と利益の割合を適正に掛けた額を支払わなければならない。

表-80 39.10.450 に関する規定 (抜粋)

39.10.450 ジョブオーダー手続きーワークオーダー
(1) ワークオーダーの最大額は\$35万である。
(2) 発注額の上限を適用するため，同一事業のための発注は全て1つの発注として扱われる。
(3) ユニットプライスブックに含まれない項目は，発注額の20%を超えてはならない。
(4) 1つのワークオーダーによる建設の敷地面積は2,000平方フィートを超えてはいけない。

(3) ガイドライン等

発注機関や民間企業で作成されたガイドライン等から数量未確定契約に関して参考となる記述を抜粋する。

① DFRAS Procedure, Guidance, and Information (PGI)

国防総省はDFARSに対する説明資料を発行している⁽¹³⁾。『PGI 216.5 Indefinite-Delivery Contracts』では，複数者契約のものと公正な機会の例外となる，FARにおける随意契約の適用条件と発注者が説明すべき事項について表-81の説明がある¹⁹。

表-81 随意契約の適用条件と説明事項

例外	適用条件	説明事項
FAR16.505 (b)(2)(ii) 独自性 高い専門性	本例外理由は希に，以下の場合に利用される。 ・他の基本契約者では同等の物品やサービスを提供できない ・他の物品やサービスでは発注者の要求を満たせない	・独自性や高い専門性の内容 ・特定企業のみが要求事項を満たす理由
FAR16.505 (b)(2)(iii) 継続性	経済性や効率性を理由として以下の例を含む。 ・競争によるメリットを超える相当なコストが生じる ・許容できない遅延を生じる（発注者側の事前計画の不備は理由とならない） ・履行場所が重複し，他の受注者が立ち入ることが現実的でない	・従前の個別発注の競争の方法と，本例外規定の使用回数 ・特定の要件が継続する理由 ・特定企業の仕事の継続が政府にもたらす利益

② Design-Build Contracting (ER1180-1-9)

エンジニアリング規則集1180-1-9は，デザインビルド（以下「DB」という）契約を対象として2012年3月に発行された陸軍工兵隊の規則である。DBでの適切な受注者の選定方法について，調達担当者向けのガイダンスとして機能している⁽¹⁹⁾。

DBはFARの第15部「交渉契約」または第16.5章のMATOCおよびSATOCの手法で発注されるとされている。DBにMATOCを採用する場合，第36.3章に規定される二段階選定の手続きにより調達を行うことを義務化している。これは技術提案書を提出する入札，およびそれを評価する発注者側の時間やコストの膨大さにより，提案企業のショートリスト化を行うことが望ましいためとしている。15.304(C)(1)では，全ての受注者選定において価格の要素を考慮することが規定

¹⁹ 表-81の内容は2012年3月30日版に記載されたが，2013年6月26日版で削除された。

されているが、このショートリスト化（第一段階）は資格審査であり価格の要素は評価されない。そこで第二段階において価格要素を含めた評価を実施することを規定している。

MATOC は連続した繰り返される事業や業務範囲の近似性が高い事業、例えば軍の標準的な施設など、実績や過去の経験を基に選定された高度な資格要件を満たす受注者を採用する案件で有効としている。

基本契約のもと発注される個別発注は第 15 部に準じた受注者選定は必要とせず、第 16.5 章に準じて選定される。DB を対象とした基本契約の基で、設計のみを対象とした個別発注の発注は認められていない。

③A Guide to the New Regulatory Requirements and Other FAQs

連邦政府を顧客とし、公共調達に関するトレーニングや出版を行う民間コンサルティング会社 ASI Government 社⁽²⁰⁾が作成した Q&A 方式のガイドラインである。表-82 にガイドラインの項目を示す⁽²¹⁾。

<公正な機会>によると、FAR は“公正な機会を考慮しなければならない”について明確に定義していないが、個別発注の手続きについては一般的に説明している。これにより契約担当官に広範な裁量を提供し、自由度を有して個別発注の受注者選定手続きを決定することができる。しかしその前提として、手続きと選定基準が基本契約の入札案内書と契約書に明示され、それに従うことが必要となる。

表-82 ASI ガイドラインの項目

<概要>

- ・数量未確定契約とは何か？
- ・複数者との数量未確定契約どのように実施されるか？
- ・数量未確定契約以外の IDC はあるのか？
- ・タスク・デリバリーオーダー契約は未確定調達契約と同じのものか？
- ・数量未確定契約の締結で、最近どのように要件が変化したか？

<数量未確定契約の計画>

- ・数量未確定契約相手の特定の際、複数者契約とすべきか？
- ・そうすると単一者契約も有効であるか？
- ・助言・補助サービス契約を対象とした数量未確定契約の特別要件はあるか？
- ・例外はあるか？

<数量未確定契約の締結：通知に関する要件、最小/最大ならびに追加期間>

- ・個別発注の発注まで正確な仕事の性質が表現されない場合、数量未確定契約の入札案内で要件はどのように表現される

のか？

- ・複数者契約を行う場合、1 つまたはそれ以上の契約相手を中小企業向けに確保することができるか？
- ・最小/最大数量はどのように設定するか？
- ・数量未確定契約に期間延長がある場合、最小・最大数量はそれぞれの追加期間ごとに設定するのか？
- ・追加期間は必要か？基本契約年数、例えば3年間だけの数量未確定契約とすることはできないのか？
- ・具体的な作業の記述がないのに、数量未確定契約の基本契約相手を特定する際に、どのようにコスト/価格を評価するのか？

<数量未確定契約に基づく発注>

- ・数量未確定契約のもと発注する権限があるのは誰か？
- ・契約担当官は個別の個別発注の際、何を考慮すべきか？
- ・個別発注にはどのような契約方式が認められているのか？
- ・数量未確定契約の基、数量未確定契約タイプの個別発注を発注することはできるのか？
- ・個別発注はいつ発注され、また実施期間はどのくらいか？
- ・個別発注の発注に、FAR 第 5 部に規定される通知要求は適用されるのか？

<公正な機会>

- ・“公正な機会”の意味は？
- ・何が公正な機会であるかを判断するのは誰か？
- ・個別発注の際、公正な機会を実践するために契約担当官は全ての基本契約者と連絡を取らなければいけないのか？
- ・公正な機会の競争はどの程度入念に実施すべきか？
- ・なぜ FAR 第 15 部の選定手続きを使う必要がないのか？
- ・公正な機会の手続きを利用する際、中小企業への配慮を適用すべきか？
- ・公正な機会の要件に何か例外はあるのか？
- ・例外規定を使用する場合、正当化を行うべきか？
- ・正当化のための特定の承認手続きはあるか？
- ・公正な機会を使用して個別発注を行う際の必要な書類は何か？

<個別発注受注者特定後の活動>

- ・個別発注後に事後公示や説明は必要か？
- ・個別発注の終了の際の要件は？
- ・結論

これまでの関連規定により、未確定調達契約の全体像について整理し、図-20 に示す。

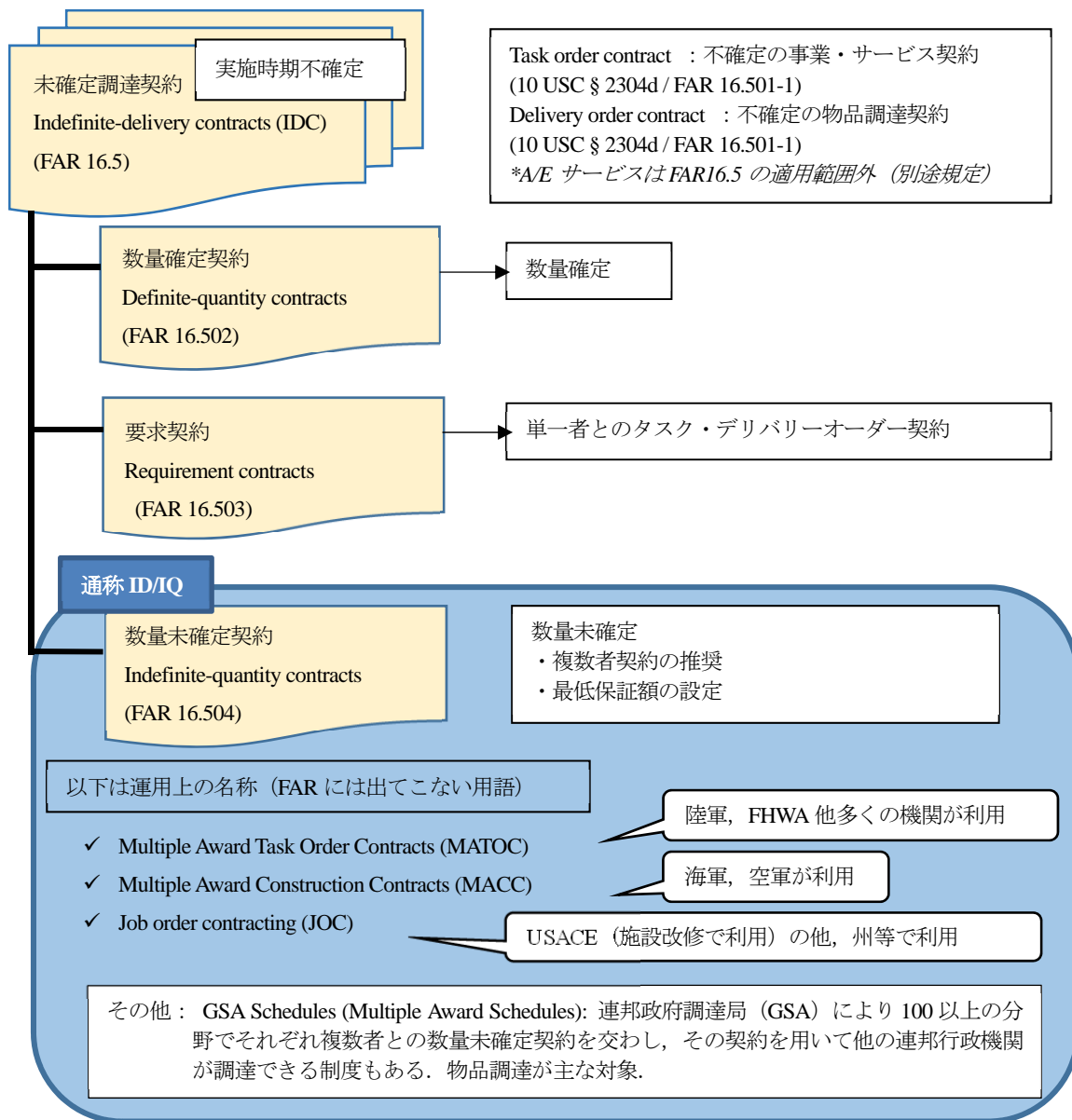


図-20 未確定調達契約の整理

3.3. 適用状況

(1) データ収集、発注機関での用語

陸軍工兵隊 (USACE)、海軍施設技術部 (NAVFAC) および運輸省連邦道路庁 (FHWA) による数量未確定契約の土木分野での適用状況を、連邦政府の発注機関が用いるインターネット上の調達公告サイト FedBizOpps.Gov⁽²²⁾ (以下「FBO」という) の検索により整理した。調査の対象となる調達の北米産業分類システム (NAICS) における分類を表-83 に示す。基本契約は通常の調達と同様に公告されているが、個別発注は公告の義務はないため、データはごく一部に限られることに留意する必要がある。

表-83 調査対象の調達の分類

NAICSコード	分類名
237110	上下水道と関連構造物の建設
237130	電力・通信線と関連構造物の建設
237310	高速道路、道路と橋梁建設
237990	その他の土木建設工事

(2) 複数者契約

複数者契約のリストを巻末資料-B に示す。39 案件抽出し、項目ごとに整理する。なお、掲載項目は案件ごとに異なるため、項目毎の案件総数も異なる。

① 基本契約期間

大部分の案件が基本契約期間を1年とし、1年毎の延長期間を設定している。USACE では様々なパターンが用いられているが、全体では基本年1年+延長期間が1年×4回という設定が最も多い。当初から5年、または延長期間を含めると最大5年の契約期間が設定されている案件が半数以上を占めている。FAR の規定上、建設工事への適用は必須ではないものの複数年契約の期間は5年以下とされており、それに影響を受けているものと推察される。

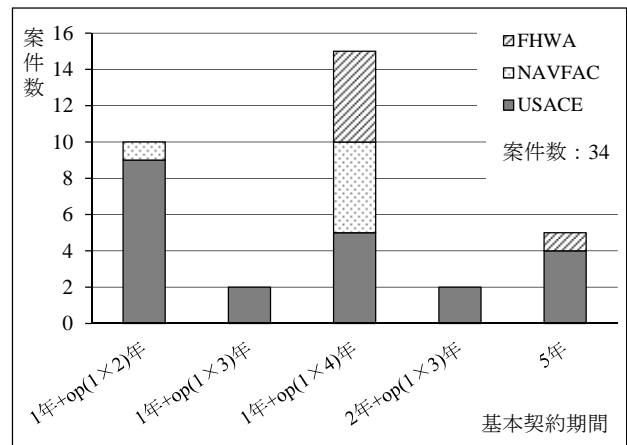


図-21 基本契約期間

② 基本契約者数

特定通知での基本契約者数と、入札案内時の予定基本契約者数を図に示す。特定通知では3~5者の案件が多いものの、10者以上のケースも見られる。入札案内では、具体的な特定者数ではなく、最大または最少を示すのが一般的である。

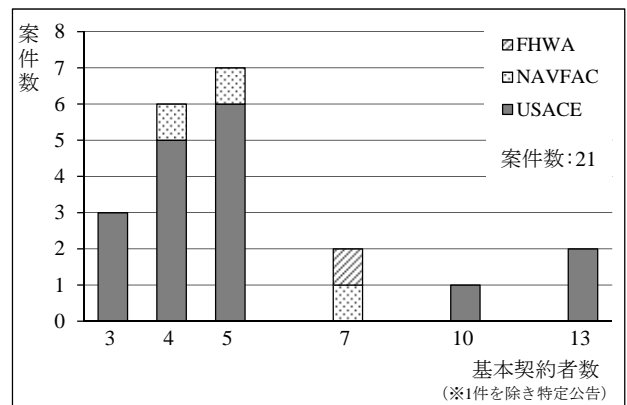


図-22 基本契約者数 (特定通知)

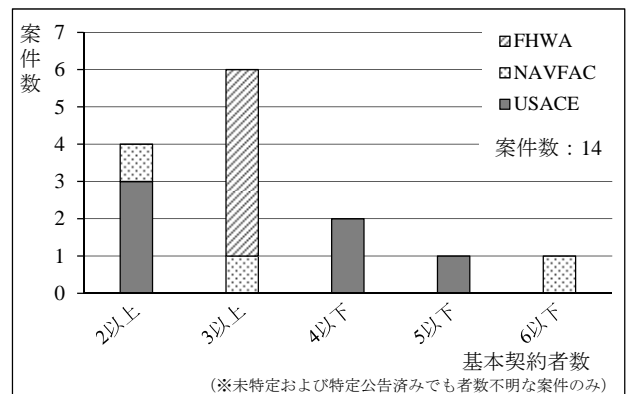


図-23 基本契約者数 (入札案内時の予定)

③ 基本契約総額

基本契約総額は、一般に全基本契約者に対するの延長期間を含む総額が示されているが、一年毎の総額や、FHWA Centralの案件のように、基本契約者毎の額を示している案件もある。さらにUSACE Jacksonvilleの浚渫案件のように、複数の基本契約グループをまとめた総額を示すのみで、各基本契約グループの総額を示していないケースも見られた。

基本契約総額の分布を示す。\$600万から\$2億と幅があり、様々な種類の案件に用いられているものの、半数以上\$4,500万から\$5,000万に集中している。

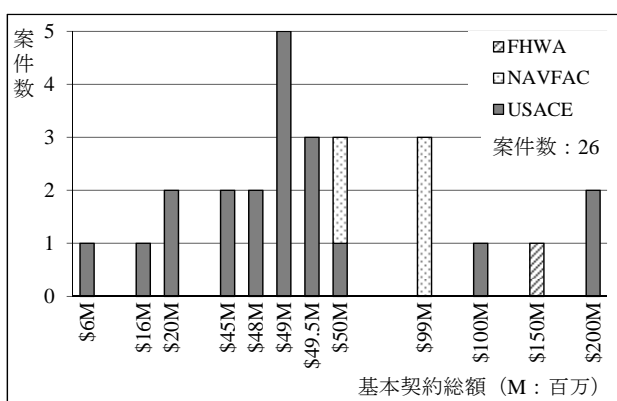


図-24 基本契約総額 (複数者)

④ 個別発注の予定規模

基本契約の入札案内時に示される個別発注の予定規模の範囲を図に示す。案件番号は巻末資料-Bの番号に対応している。多くの案件で上限と下限が示され、下限は\$5万から\$100万、上限は\$350万から\$3,500万と規模は様々である。

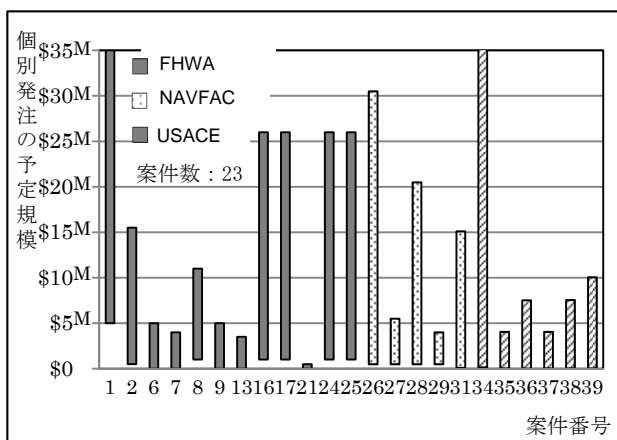


図-25 個別発注の予定規模 (複数者)

⑤ 最低保証額

複数者契約では、最低保証額が設定され、公告にも明記されているものが多い。その額は基本契約総額や個別発注の予定規模と比べて小さい。FHWAが最も高い額を設定している。

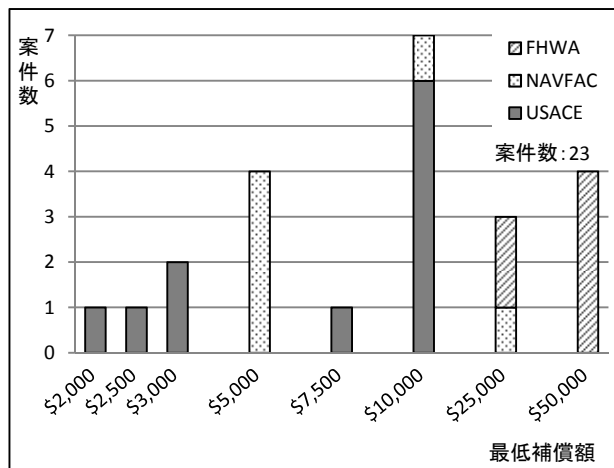


図-26 最低補償額 (複数者)

⑥ その他

中小企業の保護対策についてUSACEとNAVFACで適用案件が見られる。また保護対策の適用と基本契約総額等に関係性は見られない。

入札案内書の公告から基本契約者の特定までに要する期間は、極端に長い案件もあるが、概ね2ヶ月から半年となっており、通常の調達と同等と考えられる。

(3) 単一者契約

単一者契約のリストを巻末資料-Cに示す。17案件抽出した。

① 基本契約期間

複数者契約と同様に、基本期間を1年とし、延長期間として1年毎の契約延長を設定している案件が多い。延長期間は2年が多く、全体で3年の案件が半数以上を占め、複数者基本契約よりは基本契約期間が短く設定されていることがわかる。

② 基本契約総額

延長期間を含む最大期間で示される案件がほとんどである。\$1,500万以下の案件が約半数を占め、複数者契約よりは少額の設定である。

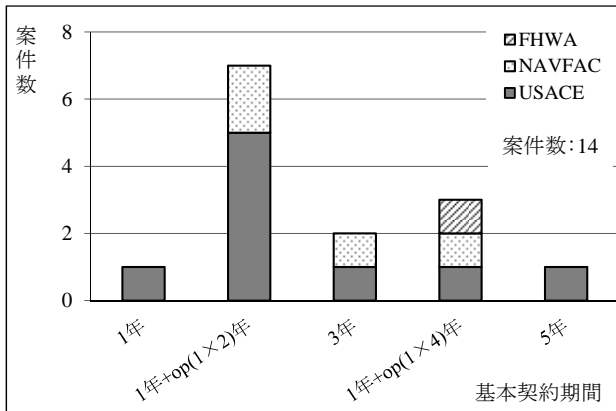


図-27 基本契約期間 (単一者)

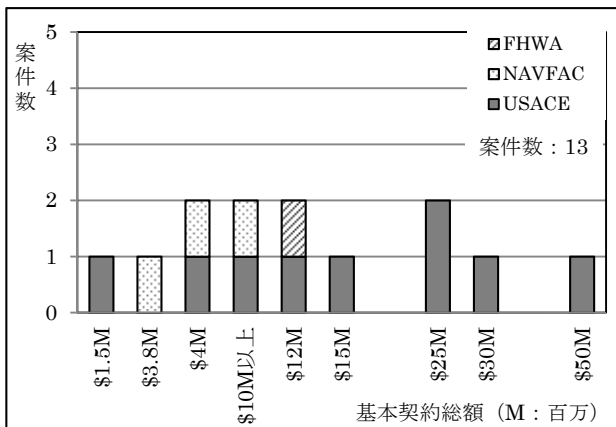


図-28 基本契約総額 (単一者)

③ その他

個別発注の規模はごく一部の公告でしか確認できなかった。半数以上の案件で最低補償額が設定されていなかった。複数者契約とは異なり、基本契約者に対してほぼ確実に個別発注が発注されるためと考えられる。

入札案内の公告から基本契約者の特定までに要する期間は、概ね1.5ヶ月から4ヶ月となっている。複数者契約よりは短めではあるものの、通常の調達と同等の範囲と考えられる。

(4) 個別発注

個別発注のリストを参考資料-Dに示す。NAVFACとFHWAは基本契約が少ないこともあるが、個別発注のFBOでの公告が少ない。

また個別発注に公告の義務はないが、下請企業への情報提供のため公告しているという発注機関の見解がある⁽²³⁾⁽²⁴⁾。

USACEの案件では、“This information is posted for subcontracting opportunities only”と公告に明示されている案件

も多い。

複数者契約の場合と単一者契約の場合の個別発注の実際の契約額をそれぞれ示す。複数者契約の場合は、\$100万から\$1,000万の案件が6割以上を占めているが、\$5万以下や約\$3,000万の案件もある。単一者契約の場合は、\$100万以下が約半数を占めており、複数者契約と比べて少額である。

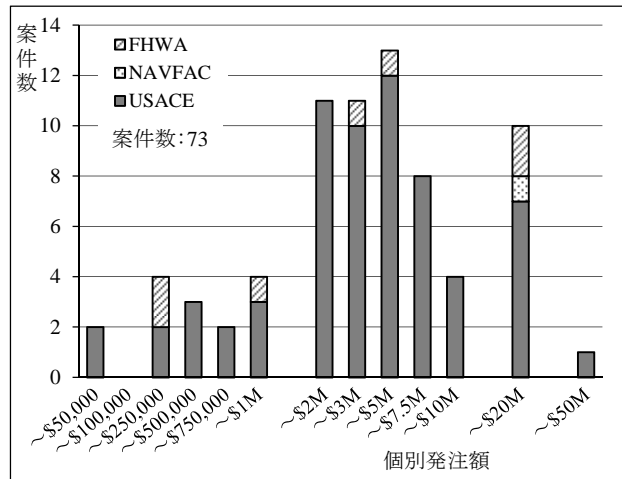


図-29 個別発注契約額 (複数者)

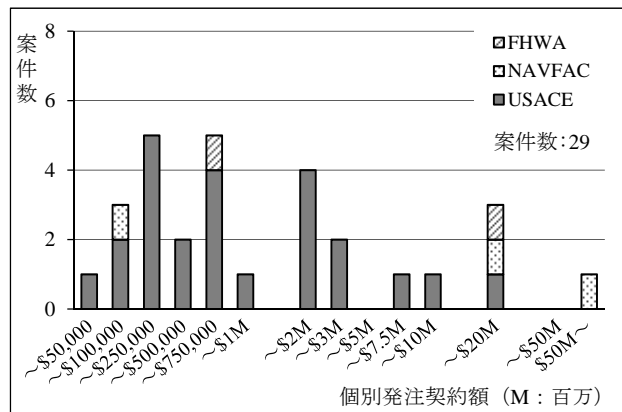


図-30 個別発注契約額 (単一者)

個別発注の約半数は入札案内書で公告日が確認できる。ただし、単一者基本契約の個別発注はほとんど確認できなかった。入札案内書の公告から基本契約者の特定までに要する期間は、10日未満と短い案件も5件あるが、概ね20日から2ヶ月程度となっている。複数者基本契約の特定に要する期間に比べれば短くなっている。

3.4. 事例

前節の FBO および同様の調達公告サイトの Federal Procurement Data System - Next Generation ⁽²⁵⁾ (以下「FPDS」という) より、連邦道路庁、陸軍工兵隊および海軍施設技術部の MATOC および MACC の案件の情報を収集し、個別事例としてその内容の整理を行った。事例の一覧を表-84 に示す。

FBO に掲載がある場合は提案要求書や図面等が入手できる場合が多く、個別発注の詳細な内容を知ることができる。一方、FPDS で入手できる情報は限られているため(契約日、工期、契約額、事業分類、競争参加者数等)、FBO に掲載がない場合は個別発注の傾向および概要の紹介にとどまる。

表-84 事例一覧

	1	2	3	4
事例名	Washington Area MATOC, ID/IQ	Greater New Orleans and Southern Louisiana Hurricane Protection and Restoration	FY11 MATOC for Maintenance Dredging Support, Great Lakes Districts	ID/IQ MACC for Paving Work at Various Locations within The NAVFAC Southwest Area of Responsibility including but Not Limited to, AZ, CA, CO, NV, NM and UT.
発注機関	FHWA Vancouver, Washington	USACE New Orleans District	USACE Detroit Districts	NAVFAC Southwest, Capital Improvement Command
事業分類	建設 (Y)	建設 (Y)	建設 (Y)	建設 (Y) 維持管理, 補修, 改修 (Z)
NAICS コード	237310 高速道路, 道路と橋梁建設	237990 その他の土木建設工事	237990 その他の土木建設工事	237310 高速道路, 道路と橋梁建設
事業概要	①緊急道路工事 ②道路/橋梁建設	ハリケーン防御施設の復旧	米国北部に位置する五大湖地域 (デトロイト, シカゴ, バッファロー) における湖, 河川の維持浚渫	NAVFAC 南西師団の管轄する道路や駐車スペースの舗装の新設, 補修, 維持管理や緊急補修工事および関連する現場の改良工事.
入札案内 契約日 手続き期間	2009/08/12 2010/3/10 7 ヶ月	2010/07/23 2010/12/20 5 ヶ月	2011/11/1 2012/2/24 4 ヶ月	2011/2/2 2012/7/24 6 ヶ月
契約期間	3 年間	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)
(予定) 基本契約総額 個別発注規模	\$20M \$5,000~\$5M	\$250M \$10M~\$50M	\$49M \$5,000~\$3.5M	\$100M \$5,000~\$5M
(実績) 基本契約者 件数 規模 個別発注 平均 総額	8 者 9 件 (2 年 6 ヶ月) \$0.09M~ \$1.8M \$0.7M \$6.7M	9 者 34 件 (3 年 10 ヶ月) \$0.7M~ \$30.8M \$6.7M \$222.2M	10 者 29 件 (2 年 5 ヶ月) \$0.2M~ \$2.5M \$0.8M \$23.1M	7 者 53 件 (2 年 2 ヶ月) \$ 0.1M~\$4.0M \$0.9M \$47.5M
備考	FBO に掲載の情報を整理. 二段階選抜. FHWAバンクーバー事務所は MATOC の実績が多い.	FBO に掲載の情報を整理.	FPDS に掲載の情報を整理, 基本契約の入札に, 実際には存在しない参考工事の価格を見積もる例	FPDS に掲載の情報を整理, 二段階選抜. デザインビルドを含む, 米国南西部の 6 州を対象とする広域案件.

(1) 連邦道路庁西部連邦公有地道路事務所による道路事業

① 事例概要

事例の概要を表-85 に示す。

表-85 事例概要

項目	内容
案件名	Washington Area Multiple Award Task Order Contract (MATOC) Indefinite Delivery, Indefinite Quantity (ID/IQ)
入札案内番号	DTFH70-09-R-00027 (Phase1) DTFH70-10-R-00001 (Phase2)
分類	Y -- Construction of structures and facilities
発注者	FHWA, Western Federal Lands Highway Division (WFLHD) (Vancouver, Washington State)
事業概要	表-86 の分類に属する道路の①緊急道路工事で②道路/橋梁建設
中小企業保護対策	競争参加者を中小企業法 8 (a) に基づく年間売上高\$33.5M 以下の企業に限定
支払い	固定価格
競争参加者数	不明
基本契約者数	8 者 (予定 8 者以下)
契約期間	3 年間
基本契約総額	\$20,000,000
個別発注規模	\$5,000~\$5M (契約官の判断により\$5,000 未満の場合あり)
最低保証額	\$2,000 (各基本契約について 3 年間)
契約プロセス	Phase1 入札事前案内 : 2009/7/14 入札案内 : 2009/8/12 入札締切 (技術提案) : 2009/9/10 Phase2 (Phase1 通過の 9 者による) 入札事前案内 : 2009/10/23 入札案内 : 2009/11/24 入札締切 (価格提案) : 2010/2/9 落札, 契約 : 2010/3/10
基本契約者の選定基準	二段階方式による LPTA Phase1 (技術的に許容可/不可で評価. 不可の企業はこの段階で排除.) 要素 1 : 元請け企業の近年の関連する工事実績 (過去 3 年, 2~5 件) 要素 2 : 保証金支払能力 Phase2 要素 3 : 初回 TO に対する価格提案

本事例はワシントン州を対象地域とした、表-86 の分類に属する道路の①緊急補修および②橋梁/道路の建設工事に使用される MATOC である。競争参加者は年間売上高\$33.5M 以下の中小企業に限定される。予定された個別発注は\$5,000~\$5M の範囲で、契約期間は 3 年を基本年として、契約期間を通じた発注総額の最大は\$20M と小規模な MATOC である。

基本契約者の選定では、二段階方式による FAR15.101-2 「技術的に許容可能な最低価格」(LPTA: Lowest Price Technically Acceptable) の基準が用いられた。Phase1 を通過した 9 者について、Phase2 では初回個別発注に対する価格提案を行い、8 者が基本契約者として選定され、さらに最低価格を提示した 1 者は初回個別発注を同時に受注した。

表-86 事業の対象道路

<ul style="list-style-type: none"> ・森林幹線道路 (Forest Highways) ・森林開発道路 (Forest Development Roads) ・国立公園道路 (Park Roads) ・景観整備道路 (Parkways) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネイティブ・インディアン居留地道路 (Indian Reservation Roads) ・公有地幹線道路 (Public Lands Highways (避難道路 (Refuge Roads) 含む)) ・公有地開発道路 (Public Lands Development Roads.)
---	--

② 基本契約

基本契約の要求提案書（RFP: Request for Proposal）の目次と内容を表-87 に示す。

以下、事例の概要等に関するセクション C ならびに入札手続き情報および基本契約者選定基準に関するセクション L/M について記述する。セクション L および M は 1 つのセクションとして構成されている。

表-87 要求提案書の目次と内容

目次	内容
Offer Submittal Checklist	提案書提出物チェックリスト
i. Authority to sign	権限者の署名が必要な書類
NTO. Notice to Offerors	提案者への通知
A. Sol, Offer and Awd	案件情報
B. Supplies or Services and Prices/ Costs	調達項目として道路/橋梁の建設および緊急補修の 2 項目
C. Description/Specifications/ Statement of Works	概要、仕様、賃金水準、TO の発注手続き等
E. Inspection and Acceptance	検査方法
F. Deliveries or Performance	契約期間
G. Contract Administration Data/ Accounting and Appropriation Data	契約担当事務所
H. Special Contract Requirements	特別契約要求
I. Contract Clauses	契約条項（FAR52 抜粋）
J. List of Attachments	各種計画書の提出頭紙フォーマット
K Representations, Certifications, and Other Statements of Offerors or Respondents	中小企業の定義等（FAR52 抜粋）
L. Instructions, Conditions, and Notice to Offerors	入札手続き情報（FAR52 抜粋等）および基本契約者選定基準
M. Evaluation Factors for Award	同上

セクション C について、C.1 の概要では、「工事の対象には、橋梁、擁壁、道路/幹線道路の建設を含み、またこれに限定されるものではない」と記述され、幅広い工事が個別発注の対象となりうる。

表-88 提案要求書 C.1～C.3 の概要

<p><C.1 概要></p> <p>連邦道路庁西部連邦公有地道路事務所（WFLHD）は複数の道路/橋梁事業を支える、緊急補修と恒久的補修を必要としている。</p> <p>WFLHD は、自然災害または突発的な破損によって生じた道路の補修と復旧に関して、郡、州および連邦公有地管理庁（FLMA）と緊密に仕事を行っている。また WFLHD は、ワシントン州の連邦公有地計画のもと事業の支援も行っている。これらの道路は連邦公有地および部族用地へのアクセスまたは用地内の道路であり、一般的には、森林幹線道路、森林開発道路、国立公園道路、景観整備道路、ネイティブ・インディアン居留地道路、公有地幹線道路、公有地開発道路を含むものである。WFLHD は必要に応じて発注権限を FLMA の契約担当官に移管する場合がある。</p> <p><u>工事の対象には、橋梁、擁壁、道路/幹線道路の建設を含み、またこれに限定されるものではない。関連する仕事には、測量、撤去、道路掘削、舗装、ライフラインの移動、駐車場ならびに小道が含まれる。要求が発生した時点で個別発注の要求提案書（TO-RFP）が発行される。</u></p> <p>複数者契約—8 者以下と MATOC 契約を締結する予定であり、提案の内容に応じてその発注量は最大で \$2,000 万となる。最大の発注量は個別発注の契約額の合計によって計算するが、契約の範囲内での修正については除外される。それぞれの MATOC 契約期間は 3 年間である。</p> <p>各契約の最低保証—各契約の期間を通して最低保証されている額は \$2,000 である。この最低保証額は契約期間を通じ、いつでも発注される可能性がある。</p> <p>個別発注 全ての仕事は個別発注によって契約される。要求が発生し、予算が確保されたら個別発注の要求提案書が MATOC 受注者に対して発行される。個別発注は \$5,000～5M で変化する。それぞれの個別発注は別の契約である。契約担当官の裁量により、\$5,000 以下の案件でも契約がなされる。</p> <p><C.2 仕様></p>

大部分の仕事が AASHTO の仕様・設計基準ならびに連邦幹線道路事業建設の共通仕様書 (FP-03) によると想定される。

(A) 本契約により以下の種類の案件を想定している。

- (1) 緊急補修：この種の案件は自然災害や突発的な事象の最中または直後における初期のエンジニアリング、建設および暫定的な交通管理を行うものである。これら実施のため、基本交通の回復、施設の保護もしくは損傷の最小化といった活動を求める場合もある。受注者は案件の情報を得るために損傷の現場調査することを求められる場合もある。発注者は工事目的や案件の概要といった限定された情報しか提供できない場合もあり、受注者は契約後、手段や価格を速やかに決定し、工事に着手する。
- (2) 道路/橋梁建設：受注者は入札案内に関する書類一式を提供され、検討、見積りおよび提案書の提出のために適切な期間を与えられる。しかしながら受注者は、工事の準備や設計期間中に、工事の効率性/効果を最大限に高めるため、考えられる工事の実施方針、資材および工期といった限定的な情報についてのフィードバックを目的として照会を受ける場合がある。政府は AASHTO や連邦道路事業の道路/橋梁建設に関する標準仕様書 (FP-03) といった仕様書や設計基準を用いる。

(B) 以下のウェブサイトに掲載される情報が個別発注に適用される。

- (1) **Standard Specifications (FP)**：連邦道路の道路/橋梁建設に関する標準仕様書は FHWA より発行される。
<http://www.wfl.fhwa.dot.gov/design/specs/>
- (2) **FLH Standard Drawings**：連邦公有地道路局 (FLH) 標準図面集には様々な設計要素が掲載される。
<http://www.wfl.fhwa.dot.gov/design/standard.htm>
- (3) **WFLHD Library of Supplemental Specifications (FP-03)**：WFLHD FP-03 を用いた設計に対する特別契約要件は以下のウェブサイト参照。<http://www.wfl.fhwa.dot.gov/design/specs/library03.htm>
- (4) **Field Note Samples**：本文書には建設管理の際に直面する様々な書式の例を含む。
http://www.wfl.fhwa.dot.gov/construction/field_notes/

(C) 本 MATOC の基に発注される個別発注のタイプ

- (1) **Standard Specifications (FP)**：連邦道路の道路/橋梁建設に関する標準仕様書は FHWA より発行される。

<C.3 賃金水準>

本契約で発注される個別発注にはデービス・ベークン法が適用される。提案を提出する際に受注者は、個別発注提案要求書発行時のデービス・ベークン賃金決定を採用することに同意する。

C.4 は個別発注の発注手続きについて記載している。個別発注では価格提案のみを提示する場合と、価格提案とあわせて技術提案を提出する場合がある。選定基準も最低価格と総合評価のいずれかが選択される。

受注者が年間に 3 件以上の個別発注に応札しなかった場合の措置や、履行状況が不適切な場合の将来の個別発注への競争参加資格について契約担当官の判断に委ねられる。

表-89 提案要求書 C.4 の概要

<C.4 個別発注の発注手続き>

(A) 個別発注の一覧表。受注者は一覧表を受領する。この一覧表は案件の簡単な説明、予定発行日および現地踏査の日付と時間を含んでいる。この一覧表は口頭、電子メール、ファックスまたは郵送のいずれかに送付される可能性がある。案件の重要度が要求される仕事の予想水準による適正な範囲または最高額で表現される。

(B) TO-RFP。発注者が MATOC の基、仕事を必要とする時は TO-RFP が発行される。TO-RFP は仕事の範囲/目的記述書、条項、適用される賃金決定、評価基準および提出要件である (例：単価表、提案要件等)。迅速な対応の要求：目的記述書が提供された時、受注者は施工計画の提出を求められる場合がある。書式のフォーマットと計画の内容はセクション J、添付物 1 にある。受注者は仕事の要求に対する理解度を示すため、概略のスケッチと概念図の提供が求められる場合がある。時間が許せば、発注者は計画の熟度を高め、契約要求事項、物理的データ、図面およびその他関連資料を提供する場合もある。

- (1) 個別発注特定前費用：提案の準備、交渉の参加、現地踏査、設計審査等、特定前に要した費用は受注者に支払われない。
- (2) 現地踏査：現地踏査の不参加を、提案の不提出や間違いの理由とすることはできない。発注者が各個別発注で合同現地踏査を実施する場合もある。
- (3) 提案内容：それぞれの TO-REP の要求事項により、受注者は価格提案のみ、または技術提案と価格提案を提示する。受

注者は TO-RFP に記載されたカレンダー日以内に応札する。事業の性質により、即日提出を求められる場合もある。

- (4) 契約価格入札価格表：個別発注の入札価格表にリスト化された項目に対して、発注者は以下の項目を完全に支払う。
- (1) 労働力、設備、サービスそして材料の提供
 - (2) 個別発注の仕事の範囲、承認された作業計画書、または工事仕様に応じた、仕事を完結するのに必要な作業
- (5) 提案書と最終修正提案書：もし提案者が TO-RFP の要求から変更することを選択した場合、“変更”という名前のセクションを提案書に含める。変更では TO-REP の最低の要求から変更となった内容を示す。全ての提案された代替案は提案書の中で特別に記載され、詳細に説明される必要がある。これは全ての提案書と最終修正提案書に適用される。
- (6) 個別発注の応札の拒否：受注者は全ての個別発注に応札する必要はない。受注者は応札を拒否する場合、拒否の理由を契約担当官宛に書面にて入札期限日時後、2 労働日以内に説明しなければならない。12 ヶ月以内に 3 ないしそれ以上の工事（緊急はまたは恒久補修のいずれにおいても）に応札しない MATOC の受注者は見直しがなされ、契約担当官の決定により、個別発注の提案資格者のリストから外される。
- (7) 個別発注の競争：契約担当官が受注者の過去の実績により資格がないと判断した場合または C.5 の随意契約が正当化される場合を除いて、全ての MATOC の受注者は全ての個別発注で競争する機会を与えられる。競争参加資格があると判断した場合、契約担当官は現在の MATOC での実績、品質、適時性、特別な専門知識、その他契約担当官が個別発注の特定に関連があると判断する要素を考慮する。個別発注を一生懸命履行しなかった場合、契約担当官は受注者が将来の TO-RFP の競争参加資格がないと判断する場合もある。
- (8) 評価方法と手続き：個々の個別発注の受注者の特定方法は、個別発注の目標や目的により変化する。選定基準は TO-RFP に記載される。選定基準の例として、
1. 価格のみ
 2. 価格と非価格要素を考慮した発注者にとっての総合評価。発注者は最低価格以外の提案を受ける権利を有する。[注：価格が非価格要素に対して重要であるか、重要でないか、または同等であるかは TO-RFP に記載される]
- (9) 個別発注の受注者決定：可能な限り特定通知では交渉は実施されない。個別発注は完成日または実施期間が定められた固定価格である。
- (C) 個別発注の特定通知。個別発注の特定通知は郵送かファックスで送付される。契約担当官がサインした際に、個別発注が効力を有する。着工命令 (NTP) は別にまたは同時に発行される。

C.5 で公正な機会の例外となる随意契約の採用理由として、FAR16.505 (b) (2) (i) の (A) ~ (D) と同様の内容が記載されている。また随意契約の場合に受注者が実施すべき事項についても規定している。

表-90 提案要求書 C.5 の概要

< C.5 随意契約の発注手続き >

- (A) 契約担当官は以下の判断に基づく場合、個別発注を随意契約する権利を保有する。
- (1) 発注機関が物品やサービスを緊急に必要とし、公正な機会を提供すると受け入れがたい遅れとなる。または、
 - (2) 物品またはサービスが固有または高度に専門的で、単一の受注者のみが要求される水準で提供できる。または、
 - (3) 同じ基本契約での過去の発注の継続のため、経済性および効率性の観点から随意契約される必要がある。ただしその前提として、最初の発注ではすべての受注者に公正な機会が考慮されていることが必要となる。または、
 - (4) 最低補償額を満たす必要がある。
- (B) 随意契約に対する提案では、費用が計上される下請企業について十分に競争していることを示す必要がある。十分な競争とは、通常、少なくとも 3 つの独立した下請企業／納入業者の見積りを有することと想定される。やむを得ない事情がある場合は、契約担当官は提案の提出前に、1 つまたは 2 つの見積りを受け入れる場合もある。
- (C) 受注者は見積り項目の費用の内訳（作業員の種別、時間、材料、下請企業／納入業者の見積りおよび受注者の利益と一般管理費）が分かる入札積算表の写しを提示しなければならない。下請企業／納入業者の見積りは、発注者が価格に含まれるサービスの範囲が確認できるよう、十分に詳細である必要がある。

続いてセクション L/M について、基本契約者選定では技術情報を提出する Phase1 と、Phase1 を通過した企業のみが参加し価格競争を行う Phase2 の二段階選定方式が採用されている。Phase1 および Phase2 での評価手法については、入札案内書の中

で表-91 のとおり説明されている。

Phase1 の要素 1 では競争参加者の実績が、過去に実施した工事の発注者により表-92 の基準に基づき評価された。

表-91 評価方法

Phase	要素	提出物	評価方法
1 技術 情報	要素 1： 直近かつ関連 工事実績	以下の内容を含み、元請として従事した過去3年間の2～5件の実績について、工事の概要（名称、契約情報、担当者、連絡先）と実績工事の発注者が記入する評価シート（50%以上完了している工事のみが対象） ・道路建設（道路の掘削や盛土を含む） ・道路排水（排水溝の建設やカルバートの設置を含む）	<技術的に許容可能> 求められる経験があり、かつ ・評価シートで“悪い”，“不十分”が無いこと。かつ、 ・2つ以上の“許容範囲”がないこと <技術的に許容できない> 求められる経験がない。または、 ・1つ以上の“悪い”，“不十分”がある。または、 ・3つ以上の“許容範囲”があること
	要素 2： 保証金 支払能力	以下の基準を満たす入札・履行・支払いボンド ・ボンド会社は条件を満たした引受人であること ・\$3Mの単独契約 ボンド会社からのレターや署名入り文書	<技術的に許容可能> ・ボンド会社は条件を満たしており、かつ、 ・所定額（\$3M）を満たしている。 <技術的に許容できない> ・ボンド会社は条件を満たしていない、または、 ・所定額（\$3M）を満たしていない。
2	要素 3： 価格提案	初回個別発注に関する見積書	合理性：提案された単価は現在の市場において、効率的な個別発注の遂行に合理性がある。 現実性：予定される工事と提案価格の両立性により評価される。政府見積りに対して提案価格が非現実的に高い/低い場合は入札案内での要求事項の理解に不備があり、説明機会を経ることなく提案書を受け入れない可能性がある。

表-92 技術点の基準

評価	定義
傑出している (Outstanding)	加点を正当化するに十分な傑出した実績を提示している。 “優秀”を明らかに超える状況において稀なものとして利用される。
優秀 (Excellent)	質問への回答や技術/サービス/管理に関する事項が効果的。
良い (Good)	質問への回答や技術/サービス/管理に関する事項が概ね効果的。
許容範囲 (Fair)	質問への回答や技術/サービス/管理に関する事項が多少効果的。
悪い (Poor)	質問への回答や技術/サービス/管理に関する事項が最低限度。
不十分 (Unsatisfactory)	質問への回答や技術/サービス/管理に関する事項が効果的ではない。

価格提案は初回個別発注に対する見積りとして提出された。価格の評価では、提案された価格が入札案内の要求に対して合理的および現実的であるかを決定し、非現実的に高いまたは低い価格の場合は、競争参加者が要求を理解していないまたは非現実的な提案をしていると見なされ、提案が排除される。許容可能な提案のうち、価格の低い順に8者以下の競争参加者は基本契約者として選定され、さらに最低価格を提示した者が初回個別発注の受注者となる。

初回個別発注の見積り表を表-93に、初回個別発注で撤去工事の対象となった橋梁を図-31示す。

表-93 初回個別発注の見積り表

支払い項目		数量	単価	入札額
15101-0000	着工準備	一式		
15201-0000	調査, 遣り方	一式		
15705-1500	土壌流出・堆積物管理	100 フィート		
20101-0000	刈払い, 徐根	0.2 エーカー		
20304-2000	橋梁撤去	一式		
20401-0000	道路掘削	1,300 立方ヤード		
25215-0000	転石	5 箇所		
62201-3400	サムアタッチメント付き油圧ショベル (容量1立方ヤード以上)	10 時間		
62502-0000	芝張り	1,000 平方ヤード		
			合計	\$



図-31 初回個別発注の対象となった橋梁

③ 個別発注

(i) 発注状況

2010年3月の基本契約締結から2012年8月までに発注された9件の個別発注がFBOで確認された。基本契約者8者の受注状況として企業情報、受注件数および契約額を表-94にならびに概要を表-95に示す。

発注された9件の個別発注は道路関連の維持管理・補修、空港の滑走路・誘導路の補修、駐車施設の建設等に関するものである。契約額は当初の基本契約の入札案内に記された\$5,000~\$5Mに対して、約\$20万~\$1.8Mとなっている。

表-94 基本契約者の個別発注受注状況

No.	企業名	企業情報		個別発注受注件数	契約額
		従業員数	売上高/年		
1	Bowers Construction Inc	30	\$8,223,914	1件	\$323,524
2	Cates & Erb Inc	25	\$6,321,780	-	-
3	Cat Works LLC	10	\$2,500,000	1件	\$603,950
4	CP Construction LLC	12	\$5,500,000	1件	\$1,346,889
5	Doyon Project Services	8	\$478,401	1件	\$1,635,627
6	Randolph Construction Services Inc	45	\$23,000,000	-	-
7	Saybr Contractors Inc	40	\$17,920,800	3件	\$2,263,588
8	Waka Group Inc	11	\$1,380,000	2件	\$527,875
	合計			9件	\$6,701,453

表-95 個別発注一覧

No. FBO 案件番号	工事名	案内日	特定日	日数	契約額	競争参加者数
初回 DTFH70-10-R-00001	Jody Mullins Bridge Removal, Gifford Pinchot National Forest Lewis County, WA	2009/11/24	2010/3/10	107 日	\$323,524	9 者
① DTFH70-10-R-00005	White Chuck River Road Emergency Repairs, Mt. Baker-Snoqualmie National Forest, Snohomish, Washington	2010/4/27	2010/6/9	44 日	\$1,635,627	4 者
② DTFH70-10-R-00011	Suiattle River Road Emergency Repairs, Mount Baker - Snoqualmie National Forest, Snohomish, Washington	2010/6/7	2010/8/6	61 日	\$1,784,781	4 者
③ DTFH70-11-R-00001	Quinault South Shore Road, Pedestrian Enhancement, Olympic National Forest, Grays Harbor County, Washington	2010/10/29	2010/12/13	46 日	\$93,856	6 者
④ DTFH70-10-R-00014	Upper White Chuck River Road Decommissioning, Mt. Baker-Snoqualmie National Forest National Forest, Snohomish County, Washington.	2011/2/2	2011/4/22	80 日	\$434,019	5 者
⑤ DTFH70-11-R-00006	Lake Crescent Riprap Bank Armoring; Olympic National Park, Park County, Washington	2011/6/14	2011/8/8	56 日	\$603,950	4 者
⑥ DTFH70-11-R-00013	Benham Creek Permanent Repairs, Gifford Pinchot National Forest, Lewis County, Washington	2011/6/28	2011/8/16	50 日	\$1,346,889	4 者
⑦ DTFH70-11-R-00014	Tacoma Pass Road FSR 52 Emergency Repairs, Mt. Baker-Snoqualmie National Forest, Pierce County, Washington	2011/7/26	2011/8/24	30 日	\$229,825	4 者
⑧ DTFH70-12-R-00003	FSR 99 Culvert Replacement and Roadway Repairs, Gifford Pinchot National Forest, Skamania County, WA	2012/6/20	2012/8/15	57 日	\$248,982	1 者

(ii) 評価

9 件の個別発注のうち⑤の 1 件を除き、全ての案件で最低価格の基準に基づき受注者が選定されている。

⑤では LPTA を採用しており、元請け企業または下請け企業の「はしけ」を利用した工事の過去実績の提出が求められた。要素 2 では、WFLHD は要素 1 で挙げられた過去の工事の発注者に連絡を取り、実績の評価を求めた。

最終的に技術的に許容可と判断された企業の価格提案を確認し、最低価格の提案者が受注者となった。

表-96 個別発注⑤の技術提案項目と基準

項目	基準
要素 1 直近の元請けまたは主要下請け企業として のはしけ工事の実績	過去 5 年以内に元請けまたは主要な下請け企業として、はしけから実施された陸上の工事について 2 件以上の実績を保有する。それぞれの契約は \$100,000 以上の案件とする。
要素 2 要素 1 で挙げた工事での実績の評価	対象となる過去実績の評価（不十分、最低限度、十分、優れている、非常に優れている）で、「不十分」がなく、かつ 2 つ以上の「最低限度」がないこと。

(iii) 個別発注④：White Chuck River 道路廃道工事

本個別発注は、ワシントン州北部の国立公園内を通過する White Chuck River Road（森林道路 23 号線）で、0.3 マイルの道路再建設と 4.8 マイルの廃道を行う。プロジェクトは掘削、道路除去、カルバートの除去、排水設備や道路の修繕、割栗石の設置等を含む。契約額は \$434,019 で、他の個別発注と比較して中規模の案件である。

基本契約者 8 者のうち入札に参加したのは 5 者であり、競争参加者は表-97 の全 32 項目の見積りを提出し、最低価格で受注者を決定している。

Project Location



WASHINGTON KEY MAP

図-32 個別発注④ 工事箇所 1

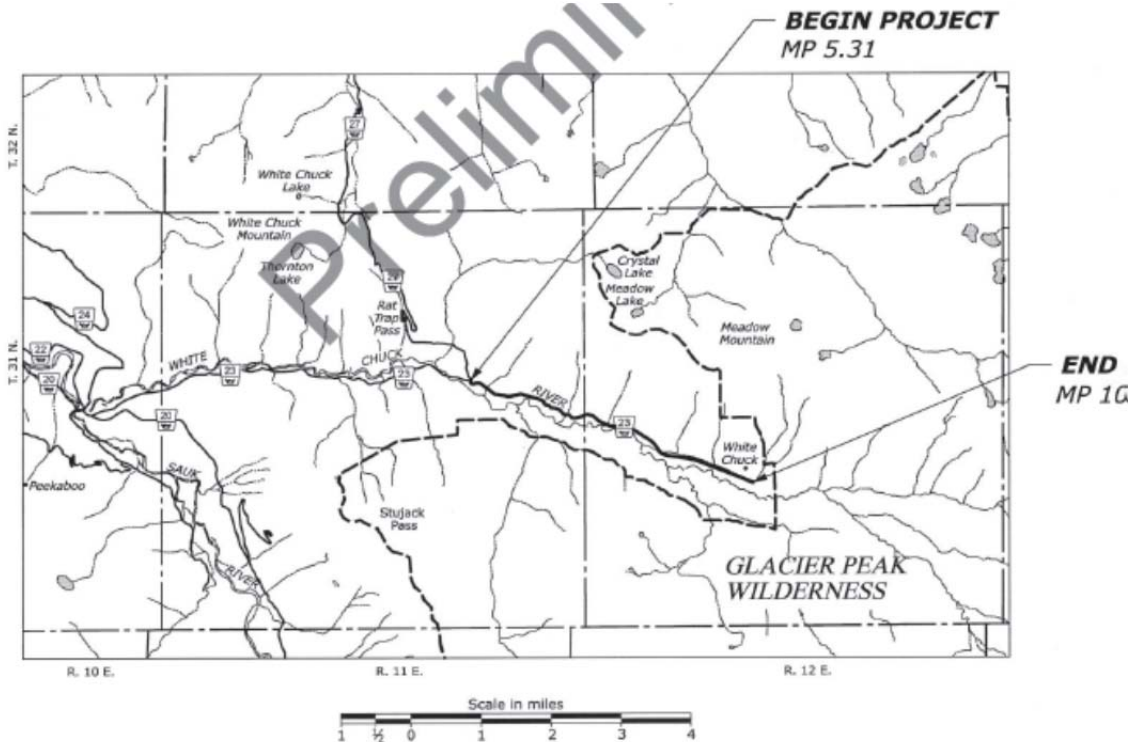


図-33 個別発注④ 工事箇所 2

表-97 個別発注④の見積り表

支払い項目		数量	単価	入札額
15101-0000	着工準備	一式		
15201-0000	調査, 遣り方	一式		
15301-0000	品質管理	一式		
15401-0000	試験	一式		
15501-0000	工製作成	一式		
15705-1500	土壌流出・堆積物管理	3,150 フィート		
15801-0000	散水 (防塵目的)	25M ガロン		
20301-1900	パイプカルバート撤去	38 箇所		
20301-2100	トイレ施設撤去	1 箇所		
20301-2200	標識および基礎撤去	1 箇所		
20301-2700	焚き火場撤去	1 箇所		
20425-1000	側溝, 掘削, クロス側溝	1,030 フィート		
21101-2000	道路廃道, 手法 2	1,605 平方ヤード		
21101-2000	道路廃道, 手法 2 (路面掘起のみ)	7,160 平方ヤード		
25101-2000	捨石工, クラス 2	1,465 立方ヤード		
25125-0000	転石	32 箇所		
30303-3000	道路修繕	4,000 平方ヤード		
30802-1000	道路碎石, 手法 1	1,170 トン		
60201-0800	24"パイプカルバート	110 フィート		
60201-1000	36"パイプカルバート	42 フィート		
62201-0250	ダンプトラック (10 立方ヤード以上)	150 時間		
62201-2050	ローラー	16 時間		
62201-2850	モーターグレーダー (ブレード幅 12'以上)	30 時間		
62201-3150	サムアッタチメント付き油圧ショベル, キャタピラ型 (1 立方ヤード以上)	170 時間		
62201-3750	チェーンソー (作業員なし)	10 時間		
62301-0000	一般作業員	50 時間		
62405-0400	表面保護工, 厚さ 6"	1,200 平方ヤード		
62502-0000	芝張り	15,000 平方ヤード		
63302-0000	表示板システム	23.75 平方フィート		
63501-0000	暫定交通管理	一式		
64603-1000	既製汲み取りトレイの設置	2 箇所		
64620-0200	衛生施設の撤去と再設置, 建屋のみ	1 箇所		
			合計	\$

(2) 陸軍工兵隊ニューオリンズ管区によるハリケーン防護施設の復旧事業

① 事例概要

事例の概要を表-98に示す。

表-98 事例概要

項目	内容
案件名	Multiple Award Task Order Contract(MATOC) Greater New Orleans and Southern Louisiana Hurricane Protection and Restoration
入札案内番号	W912P8-10-R-0050
分類	Y -- Construction of structures and facilities
発注者	米国防軍工兵隊, ニューオリンズ管区
事業概要	ハリケーン防護施設の復旧 (堤防, 擁壁護岸, 揚排水ポンプ場, 道路, カルバート・U字溝用水路工事, コンクリート橋, 水路の拡張・ライニング, 表面保護工, 前浜保護)
中小企業保護対策	競争参加者を HUBZone に所在のある年間売上高\$33.5M 以下の企業に限定
支払い	固定価格
競争参加者数	26 者
基本契約者数	9 者 (予定 5 者以上)
契約期間	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)
基本契約総額	\$250M
個別発注規模	\$10M - \$50M (初回 TO は \$5M - \$10M)
最低保証額	\$10,000
契約プロセス	入札事前案内 : 2010/7/15 入札案内 : 2010/7/23 入札締切 : 2010/8/24 (最終変更時) 特定 (基本契約) : 2010/12/20 特定 (初回 TO) : 2010/12/21
基本契約者の選定基準	トレードオフによる総合評価 (FAR15.101-1 と補完規則) 要素 1 : 安全を含む過去実績 要素 2 : 提携者を含む技術経験 要素 3 : 管理体制と主要担当者 要素 4 : 初回 TO に対する技術アプローチ (工程管理を含む) 要素 5 : 価格提案 重要度 : 要素 1 > 要素 2, 3, 4 > 要素 5 要素 5 (価格) は評点を行わないが, 総合評価の決定に対して重要となる

本事例は、陸軍工兵隊ニューオリンズ管区が複数保有する河川事業を対象とした MATOC の 1 つであり、広域ニューオリンズ都市圏および南部レイジアナ地域を対象とする HUBZone 企業を対象とした中小企業保護対策事業である。

ハリケーン防護施設の復旧として、堤防、擁壁護岸、揚排水ポンプ場、道路、カルバート・U字溝用水路工事、コンクリート橋、水路の拡張・ライニング、表面保護工、前浜保護など様々な施設を対象としている。

入札案内時の予定では、基本契約総額が\$2 億 5,000 万、個別の個別発注の規模は\$1,000 万～\$5,000 万であり、ニューオリンズ管区の中では中～大規模の MATOC に位置づけられる。

基本契約期間は 1 年間であり、別途 1 年間の追加年度が 2 回 (合計で 3 年間) となっている。基本契約の入札案内の中では、初回個別発注が提示されていて、競争参加者はこの個別発注への価格提案を行う。

初回個別発注を対象とした現場視察会には 50 者近くが参加した。26 者が入札に参加し、9 者が基本契約を締結している。

② 基本契約

基本契約の要求提案書の目次と内容を表-99に示す。基本契約者の選定方法が説明されている Section00130 について記述する。

表-99 提案要求書の目次と内容

目次	内容
Division 00 - Procurement and Contracting Requirements *Solicitation, Offer and Award 00100 Instructions To Bidders 00130 *Instructions for Proposal Preparation Evaluation Factors 00600 Representations and Certifications 00700 Contract Clauses Division 01 – General Requirements 01100 General Provisions Sample EM Format File 01 32 16.00 20 Construction Progress Documentation 01 33 00 Submittal Procedures 01 42 00 Sources For Reference Publications 01 45 02.00 10 Quality Control System (QCS) 01 45 04.00 10 Contractor Quality Control Attachment: Contractor Quality Control 01 78 02.00 10 Closeout Submittals	基本契約に関する調達・契約要求 案件情報 入札情報 (FAR52 抜粋) 技術提案項目と評価方法 表明と証明 (FAR52 抜粋) 契約条項 (FAR52 抜粋) (主に TO に関する) 一般契約要求 一般条項 安全衛生に関する規定・サンプル 工事進捗管理書類 提出手続き 参照資料 (ASTM, USACE 内部資料など) 品質管理基準 受注者向け品質管理の基準 マニュアル, 計画書フォーマット 竣工書類

*は基本契約と初回個別発注の双方に関連する。

提案は Volume I (安全を含む過去実績), Volume II (技術提案) と Volume III (価格提案) に分けて提出される。Volume I と Volume II の枚数は最大で 70 頁の制約がある。なお本契約の受注者選定プロセスで協議は行われぬ。

評価項目の内容を表-100 に示す。基本契約者は FAR15.101-1 および関連する補完規則に規定されるトレードオフによる総合評価に基づき決定される。

表-100 評価項目と提出物

No.	評価項目	提出物
Vol. I	要素 1: 安全を含む過去実績 元請けとして過去 6 年以内に実施した 最大 6 件の同種工事に関する実績	過去に実施した工事の発注者による、品質、顧客満足度、工期厳守、予算管理力、下請け企業の管理能力、安全に関する評価シート
Vol. II	要素 2: 提携者を含む技術経験 最大 6 件の同種工事に関する実績	<ul style="list-style-type: none"> 経験した工事の概要 (当該 MATOC との関連性の記述を含む) 経験した工事での下請け企業のリストと外注比率 主要下請け企業、共同企業体、チーム受注者、パートナーとの良好な関係の証拠
	要素 3: 管理体制と主要担当者	<ul style="list-style-type: none"> 管理計画書 主要担当者の経歴・資格証明証
	要素 4: 技術アプローチと施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 初回個別発注に対する技術提案
Vol. III	要素 5: 初回個別発注への価格提案	<ul style="list-style-type: none"> 初回個別発注の見積り 見積額 20%相当の入札バンド 共同企業体、下請け協定書 (適宜) 等

Volume I は表-101 の基準により 6 段階で評価される。

Volume II は表-102 の 5 段階で評価され、さらに表-103 に従いリスク評価が行われる。

表-101 Volume I (要素 1) の評価基準

評価	定義	リスクレベル
非常に優れている Exceptional	過去実績に基づき提案者が、要求される仕事を成功的に実施することは疑いの余地がない	とても低い
優れている Good	過去実績に基づき提案者が、要求される仕事を成功的に実施することにほとんど疑いがない	低い
十分な Satisfactory	過去実績に基づき提案者が、要求される仕事を成功的に実施することにいくらかの疑いがある	中程度
最低限度 Marginal	過去実績に基づき提案者が、要求される仕事を成功的に実施することにかかなりの疑いがある	高い
不十分 Unsatisfactory	過去実績に基づき提案者が、要求される仕事を成功的に実施することに極度な疑いがある	とても高い
不明確 Neutral	提案者には、有意義なリスク予見を行うだけの関連する過去実績が乏しい/ない	不明

表-102 Volume II (要素 2,3,4) の評価基準

評価	定義	リスクレベル
非常に優れている Exceptional	提案書は入札案内で示した要求事項を大幅に超えており、契約の目標・目的の理解が非常に優れている。弱みのない際立った強みがある。当初の提出物に対する追加提出物や修正の必要がない。政府にとって低いリスクによる成功へのとても高い見込みがある。	とても低い
優れている Good	提案書は入札案内で示した要求事項を超えており、契約の目標・目的の理解が優れている。若干の弱みと、際立った強みがある。当初の提出物に対して若干の追加提出物や修正の必要がある。政府にとって低・中程度のリスクによる成功への高い見込みがある。	低い
十分な Satisfactory	提案書は入札案内で示した最低要求事項を満たしており、契約の目標・目的の理解が許容できるレベルにある。いくらかの弱みと、複数の強みがある。当初の提出物に対していくらかの追加提出物や修正の必要がある。政府にとって中程度のリスクによる成功への良好な見込みがある。	中程度
最低限度 Marginal	提案書は入札案内で示した最低要求事項をわずかに満たしておらず、契約の目標・目的を十分に理解していない。多くの弱みと、いくらかの強みがある。当初の提出物に対して重大な追加提出物や修正の必要がある。政府にとってリスクが高く、成功への見込みが低い。	高い
不十分 Unsatisfactory	提案書は入札案内で示した最低要求事項を満たしておらず、契約の目標・目的を理解していない。多くの弱みがあり、強みがない。入札案内の要求事項を満たすためには完全に新しい提出物が必要となる。政府にとってリスクがとても高く、成功への見込みが低い。	とても高い

表-103 Volume II (要素 2,3,4) のリスク評価

評価	定義
とても低いリスク Very low	提案書は明確な弱みがなく十分な強みを持つ。工期の遅延、コストの増大、品質の低下に関する可能性はないもしくはとても限定的である。基本契約者による通常の努力や発注者による限定的なモニタリングにより、いかなる困難も最小限とすることができる。
低いリスク Low risk	提案書の弱みは工期の遅延、コストの増大、品質の低下を引き起こす多少の可能性はある。基本契約者による通常の努力や発注者による通常のモニタリングにより、いかなる困難も最小限とすることができる。
中程度のリスク Moderate risk	アプローチには弱みがあり、工期の遅延、コストの増大、品質の低下を引き起こすことになる、いくらかの可能性はある。しかしながら、基本契約者による特別な重点的な管理や発注者による緊密なモニタリングにより、困難も最小限とすることができる。
高リスク High risk	アプローチには弱みがあり、基本契約者による特別な重点的な管理や発注者による緊密な管理を持ってしても、深刻な工期の遅延、コストの増大、品質の低下を引き起こす可能性がある。提案書には補償に関する声明を含むものとする。
とても高いリスク Very high	アプローチには重大な弱み/欠陥があり、深刻な工期の遅延、コストの増大、品質の低下を引き起こすことになる。基本契約者は契約の目標・目的を理解しておらず、政府はこのリスクを受け入れる事はできない。

価格提案は初回個別発注が対象となり、47項目のユニットプライスと総額を提案する。価格提案は点数化されないが、過去の価格、他の入札者の価格、政府見積り等によりその妥当性が評価される。初回個別発注は技術提案と価格提案の全体に対する最良の総合評価を提案した者が選定される。

ここで提案される見積りや単価は基本契約者の選定および初回個別発注の受注者選定や契約の履行に対してのみ適用されるもので、後の個別発注に対して拘束されるものではない。数量に変更の可能性のある特定の項目について（杭の載荷試験、杭の引抜試験、アクセス道路およびコンクリート先掘防止工）は、予定数量からの変更に関する条項が適用され、実績数量の増減が大きい（85%以下、もしくは115%以上）場合には単価の調整や工期の変更の対象となる。

初回個別発注の位置図と平面図の例を示す。

表-104 初回個別発注の数量表

支払い項目		数量	単価	入札額
0001	着工準備, 撤去	一式		
0002	安全防護柵	1,700 フィート		
0003	作業足場	一式		
0004	ビデオ, 写真による記録書類	一式		
0005	枠型シートパイル設置	一式		
0006	暫定交通整理	一式		
0007	暫定土留め構造物	一式		
0008	シルトフェンス	3,100 フィート		
0009	トラック洗淨架台	一式		
0010	アンカー型強化緑化システム	600 平方ヤード		
0011	分別解体	一式		
0012	排水用プレキャストベント管	4 箇所		
0013	バルブ操作用プラットフォーム	一式		
0014	排水管継手 (48")	2 箇所		
0015	排水管継手 (30")	1 箇所		
0016	排水管 (48")	125 フィート		
0017	排水管 (30")	62 フィート		
0018	配電盤 (600V 以下)	一式		
0019	統合開閉システム	一式		
0020	ジオテキスタイル分離膜	1,964 平方ヤード		
0021	整地	一式		
0022	掘削	2,300 立方ヤード		
0023	埋戻し	1,050 立方ヤード		
0024	点検溝	410 立方ヤード		
0025	築堤, 締固め盛土	一式		
0026	鋼製シートパイル, PZC-18 型	56,375 平方フィート		
0027	14"プレストレスト既成杭	2,728 フィート		
0028	H 鋼杭調達, HP14X89	19,208 フィート		
0029	H 鋼杭打設, HP14X89	18,575 フィート		
0030	つなぎ梁, HP14X89	453 フィート		
0031	鋼材, W18X65	975 フィート		
0032	鋼材, W18X130	35 フィート		
0033	杭の載荷試験			
0033AA	最初の載荷試験	1 箇所		
0033AB	追加の載荷試験	1 箇所		
0034	杭の引抜試験			
0034AA	最初の引抜試験	1 箇所		
0034AB	追加の引抜試験	1 箇所		
0035	負荷フレーム, 試験杭	一式		
0036	木製杭の調達および打設	200'		
0037	アクセス道路			
0037AA	最初の 500 立方ヤード	500 立方ヤード		
0037AB	追加の 500 立方ヤード	500 立方ヤード		
0038	金網フェンス, ゲート	一式		
0039	プレキャストコンクリート橋	一式		
0040	芝張りおよびメンテナンス	一式		
0041	既存配管の修正	一式		
0042	18"鋼製コルゲートパイプ	70 フィート		
0043	ガードレール	100 フィート		
0044	48"排水管バタフライバルブ	2 箇所		
0045	30"排水管バタフライバルブ	1 箇所		
0046	コンクリート洗掘防止工			
0046AA	最初の 460 立方ヤード	460 立方ヤード		
0046AB	追加の 100 立方ヤード	100 立方ヤード		
0047	ウェブカメラシステム	一式		
			合計	\$

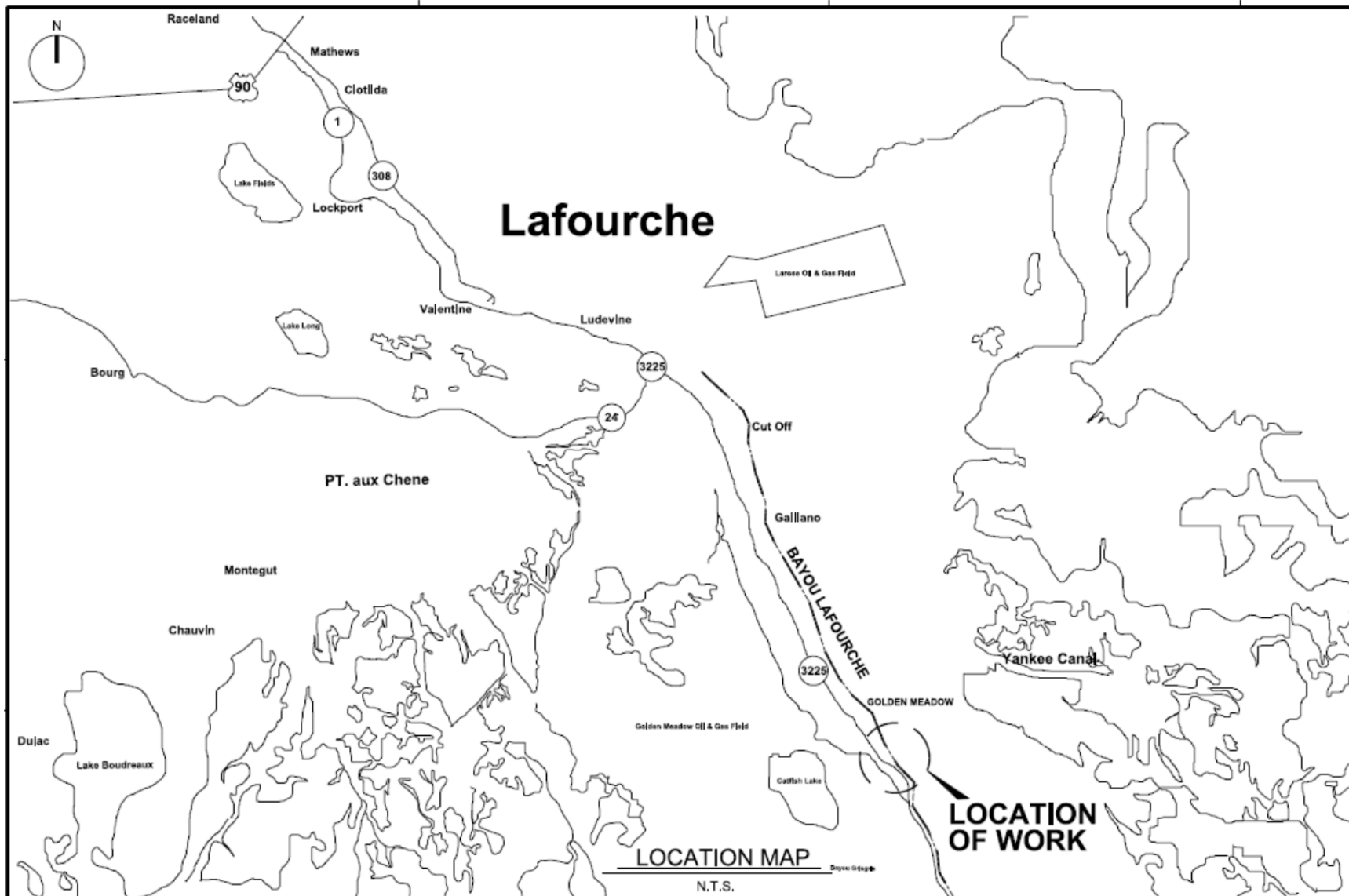


図-34 初回個別発注位置図

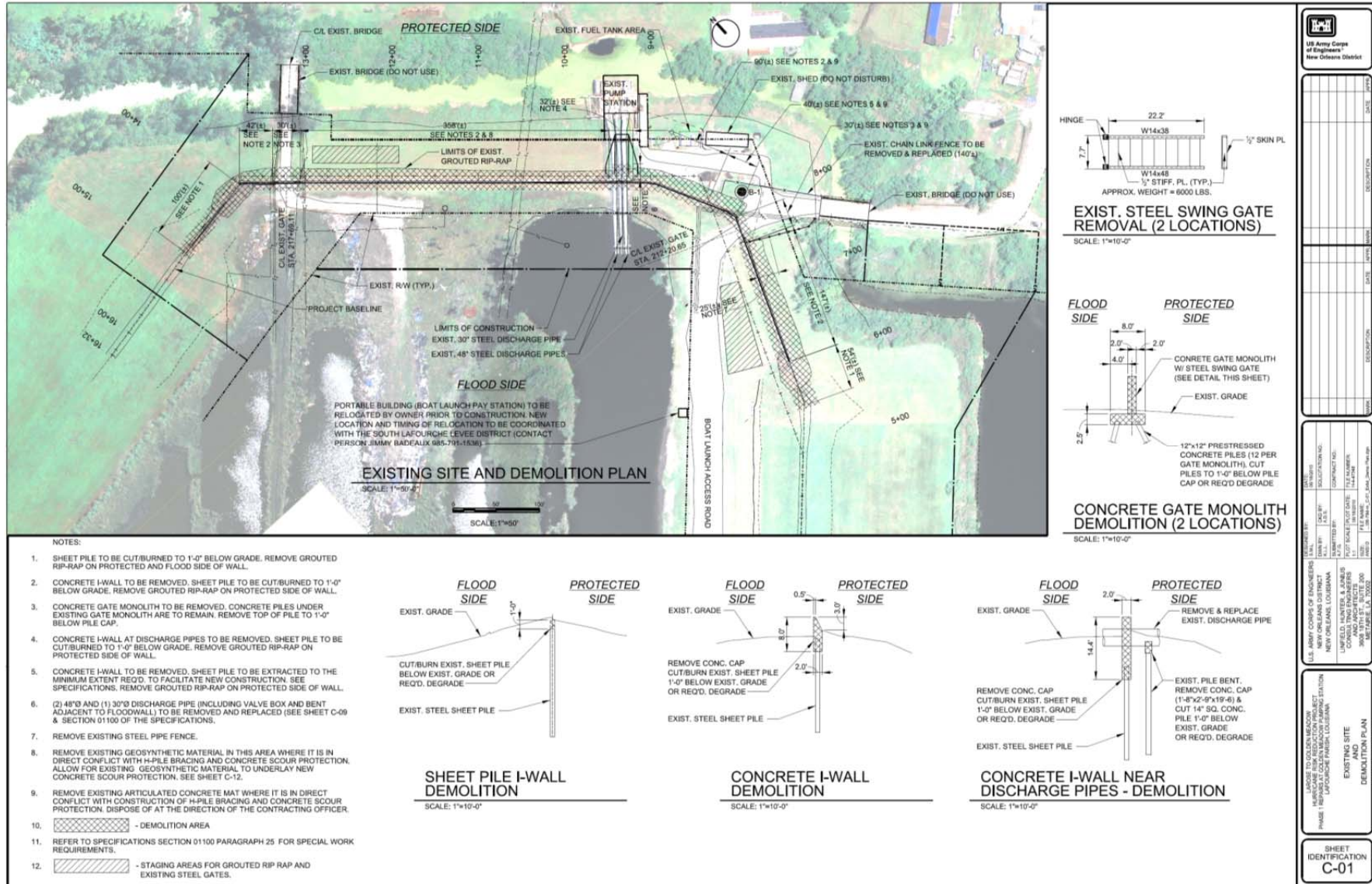


图-35 初回個別発注平面図の例

③ 個別発注

(i)発注状況

個別発注一覧および基本契約者 9 者の受注状況を表-105～表-107 に示す。

表-105 個別発注一覧 (1/2)

No. FBO 案件番号	工事名	案内日	特定日	日数	契約額	競争参加者数
初回 W912P8-10-R-0050	Phase 1 Repairs at Golden Meadow Pump Station, Lafourche Parish, LA	2010/7/23	2010/12/20	151 日	\$7,380,137	9 者
① OSP00511H0001	Two 300 CFS Pumps with Generator at Drainage Pump Station No. 5, Storm Proofing Interior Pump Stations, OSP-05, Orleans Parish, LA	2011/3/3	2011/4/6	35 日	\$30,837,663	不明
② WBV011-11-H-0004	West Bank and Vicinity, Mississippi River Levee Hurricane and Storm Damage Risk Reduction System (HSDRRS) Engineered Alternative Measures, WBV-MRL 1.1 Oakpoint to Oakville, Plaquemines Parish, LA	2011/3/25	2011/4/6	13 日	\$15,547,392	3 者
③ WBV03111H0005	West Bank and Vicinity, Mississippi River Levee Hurricane and Storm Damage Risk Reduction System (HSDRRS) Engineered Alternative Measures, WBV-MRL 3.1 Belle Chasse to Oak Point, Plaquemines Parish, LA	2011/3/25	2011/4/6	13 日	\$10,244,100	5 者
④ SELA11H0002	HubZone MATOC Task Order for Southeast Louisiana (SELA 13) Justice Canal and Oil Company Improvement Project, Jefferson Parish, Louisiana	2011/3/4	2011/6/21	110 日	\$13,642,183	5 者
⑤ LGM022-11-H-0003	MVN HUBZONE MATOC Task Order LGM-022a Larose to Golden Meadow Hurricane Protection Project, Phase 1 Repairs of the Larose Floodwall Reach 1, Lafourche Parish, LA	2011/7/25	2011/8/15	22 日	\$5,190,804	8 者
⑥ SELA10-11-H-0007	FY11 Hubzone MATOC Task Order for SELA Project, Mayronne Canal Improvements (Dugues Canal to Westwood Drive), Jefferson Parish, La	2011/8/9	2011/8/29	21 日	\$3,345,580	8 者
⑦ WBV15B-11-H-0006	West bank and Vicinity, Hurricane Protection Project, Lake Cataouatche Area, Lake Cataouatche Pump station #2 Engine Replacement, Jefferson Parish, LA	2011/8/15	2011/9/12	29 日	\$1,371,654	6 者
⑧ MOR037-11-H-0010	Morganza Control Structure, Piezometer and Relief Well Repair, Pointe Coupee Parish, Louisiana	2012/4/30	2012/6/1	33 日	\$1,044,710	8 者
⑨ SELA14-11-H-0011	HUBZone MATOC Task Order SELA 14; Southeast Louisiana, Urban Flood Control Project, Industry Canal Drainage Improvements, (Oakwood Canal to Algiers Outfall Canal), Jefferson Parish, Louisiana	2012/5/30	2012/7/5	37 日	\$18,642,772	8 者
⑩ NOV04B-11-H-0008	Hubzone MATOC Task Order for Hurricane Protection System West Bank Non-Federal Levee NOV-NF-W-04b, Oakville to La Reussite Fronting Protection at Ollie Pump Station, Plaquemines Parish, Louisiana	2012/8/1	2012/9/15	46 日	\$11,494,831	8 者
⑪ MRL070-11-H-0014	HubZONE MATOC-Mississippi River Levees, Orleans Levee District Ietm M-104 to 102-L, Carrollton Levee Enlargement and Concrete Slope Pavement, Orleans Parish Louisiana	2012/9/17	2012/9/28	12 日	\$3,799,212	6 者
⑫ OWR070-11-H-0012	MVN HUBZONE MATOC Task Order Atchafalaya Basin Levees, West of Berwick, OW-R - 90, 91, 92, Franklin, Centerville, and Northbend Pumping Stations, St. Mary Parish, Louisiana	2012/9/17	2012/9/26	10 日	\$1,997,240	8 者
⑬ OWR087-11-H-0013	MVN HUBZONE MATOC Task Order for Solicitation for Atchafalaya Basin for Atchafalaya Basin Levee West of Berwick, OW-R-87, 88, Wax Lake East & West Pumping Stations, St. Mary Parish	2012/9/18	2012/9/26	9 日	\$1,997,895	8 者
⑭ MRL001-11-H-0016	MRL001-11-H-0016 - Southern University, Campus Road, CAP Section 14, East Baton Rouge Parish, LA	2012/9/29	特定通知 掲載なし	-	-	-
⑮ NOV05B-11-H-0009	New Orleans to Venice, NOV-05B, St. Jude to City Price, Fronting Protection at Diamond Pump Station, Plaquemines Parish, Louisiana	2012/9/20	2012/10/16	27 日	\$ 8,162,728	7 者
⑯ WBV082-11-H-0022	HUBZone MATOC Task Order for West Bank & Vicinity, New Orleans, Louisiana, Hurricane Protection Project, East & West of Algiers Canal, WBV-82, Gulf South Pipeline Utility Crossing, Orleans Parish, LA	2012/11/9	2012/12/18	40 日	\$2,760,755	7 者

表-106 個別発注一覧 (2/2)

No. FBO 案件番号	工事名	案内日	特定日	日数	契約額	競争参加者数
⑰ MRL020-11-H-0015	MRL020-11-H-0015 - Mississippi River Levees, Pontchartrain Levee District Item M-216.2 to 214-L, Manchac Levee Enlargement	2012/9/29	2012/12/12	75 日	\$3,947,740	7 者
⑱ LPV104-11-H-0025	MVN HubZone MATOC, Lake Pontchartrain & Vicinity Hurricane Protection Levee, Orleans Metro Seepage Cutoff, Seabrook to Franklin Ave., LPV 104.02b, B/L.Sta. 355+50 to B/L.Sta. 405+50. Orleans Parish, Louisiana	2012/12/20	2013/1/31	43 日	\$2,173,750	8 者
⑲ LPV32B-11-H-0017	MVN HUBZONE MATOC Task Order for Lake Pontchartrain, LA and Vicinity, Hurricane Protection Project, LPV-03.2B.1 - Landside Drainage Along West Return Floodwall, Jefferson Parish, LA	2012/12/20	2013/2/5	48 日	\$2,992,817	6 者
⑳ WBV083-11-H-0023	MVN FY11 HubZone MATOC Task Order for West Bank and Vicinity, Hurricane Protection Project, East & West of Algiers Canal, Orleans Parish, LA, WBV-83, N.O. Sewerage & Water Board, 42" Sewer Force Main & 12" Waterline	2012/11/21	2013/2/5	77 日	\$3,017,287	6 者
㉑ OWRMCS-11-H-0026	Atchafalaya Basin Levee District, Mississippi River and Tributaries Project, Morganza Control Structure, Forebay Lower Guide Levee Enlargement, B/L.Sta. 252+00 to B/L.Sta. 335+25, Pointe Coupee Parish, LA	2013/1/8	2013/2/21	45 日	\$795,945	5 者
㉒ WBV081-11-H-0030	West Bank & Vicinity, New Orleans, Louisiana, Hurricane Protection Project, West of Algiers Canal, WBV-81 30 quote mark Chevron Pipeline Crossing, Orleans and Plaquemines Parishes, Louisiana	2013/1/30	2013/3/13	43 日	\$2,895,996	7 者
㉓ WBV14F-11-H-0024	HubZone MATOC Task Order for WBV-14f.2a, LA Hwy. 45 Levee, Armoring Pilot, Demonstration Project	2013/3/1	2013/4/12	43 日	\$1,564,499	7 者
㉔ NOV05B-11-H-0028	New Orleans to Venice, NOV-NF-W-05b, West Bank Non-Federal Levee, Wilkinson Pump Station, Plaquemines Parish, Louisiana	2013/5/30	2013/7/16	48 日	\$29,537,805	8 者
㉕ WBV09A-11-H-0032	West Bank and Vicinity, New Orleans, LA, East of Algiers Canal, WBV-09a.1, Hero Canal to Oakville Emergency Shelter, Plaquemines Parish, LA	2013/6/19	2013/7/24	36 日	\$775,568	3 者
㉖ ATC080-11-0034	MVN HubZone MATOC Atc. Basin Construction, Channel Training, and Repairs to Amerada Hess Closure, St. Martin and Iberia Parishes, Louisiana	2013/8/6	2013/9/3	29 日	\$742,000	5 者
㉗ OWR23B-11-H-0027	Operation Watershed, Morganza Control Structure, Scour Repairs Phase III, Morganza, LA	2013/8/23	2013/9/18	27 日	\$4,930,766	5 者
㉘ CAP205-11-H-0037	City of Carencro, Continuing Authorities Program, Section 205, Lafayette Parish, Louisiana	2013/9/10	2013/9/25	16 日	\$1,075,064	4 者
㉙ ALG38811H0038	Mississippi River Levees, Mississippi River and Tributaries Project, Algiers Levee District, Algiers Forebay Stability Berm B/L.Sta. 388+00 To B/L.Sta. 433+00, Orleans Parish, Louisiana	2013/8/30	2013/9/27	29 日	\$459,620	4 者
㉚ OWR04911H0036	West Bank Mississippi River Levee, Mississippi River and Tributaries Project (MRL), Atchafalaya Basin Levee District, Pointe Coupee Seepage Control, New Roads Relief Wells, Pointe Coupee Parish, Louisiana	2013/9/3	2013/9/28	26 日	\$3,448,644	5 者
㉛ NOV07B-11-H-0029	New Orleans to Venice, NOV-07b, Fronting Protection, Sunrise & Grand Liard Pump Station, Plaquemines Parish, Louisiana	2013/8/28	2013/10/7	41 日	\$23,613,325	8 者
㉜ WBV74A11H0035	HUBZone MATOC Task Order for West Bank and Vicinity, New Orleans, LA, Hurricane Protection Project, WBV-74a, Emergency Shelter With Control House, St. Charles Parish, Louisiana	入札案内 掲載なし	2014/1/10	-	\$1,169,764	5 者
㉝ CP2052-11-H-0039	City of Carencro - Phase 2, Continuing Authorities Program Section 205 - State Project Number H.010898, Lafayette Parish, Louisiana	2014/5/22	2014/6/19	29 日	\$1,633,675	6 者
合計<平均>				39.5 日	\$222,233,921 <\$7,068,345>	

表-107 基本契約者の個別発注受注状況

No.	企業名	企業情報		個別発注 受注件数	契約額
		従業員数	売上高/年		
1	Healthon, Inc.	38	\$18,962,816	4 件	\$30,873,792
2	AquaTerra-CAYO 共同企業体	20	\$15,000,000	5 件	\$33,398,264
3	Reeves Electrical Services, LLC	30	\$10,000,000	2 件	\$3,995,135
4	CKY Inc.	6	\$4,000,000	-	-
5	Merrick Construction, LLC	60	\$19,067,936	5 件	\$30,657,704
6	Cycle Construction Co, LLC	55	\$32,700,000	5 件	\$56,393,666
7	Phylway Construction, LLC	150	\$28,158,072	5 件	\$37,193,979
8	Fleming Construction Co, LLC	250	\$30,832,772	5 件	\$27,381,314
9	Buck Town Contractors & Co.	25	\$8,000,000	2 件	\$2,340,067
	合計			33 件	\$222,233,921

(ii)個別発注の例⑩

本工事は、ニューオリンズ・アルジャーズ運河東西両岸におけるハリケーン防護事業である。契約額は約\$300万である。受注者選定は価格競争で行われた。表-108 のとおり入札案内書に示された 18 の基本工事の支払項目と追加で実施される可能性のある工事の 11 の支払い項目に対して、それぞれ示された数量とユニットプライスを乗じた金額の 2 点を記入し価格提案書を作成する。

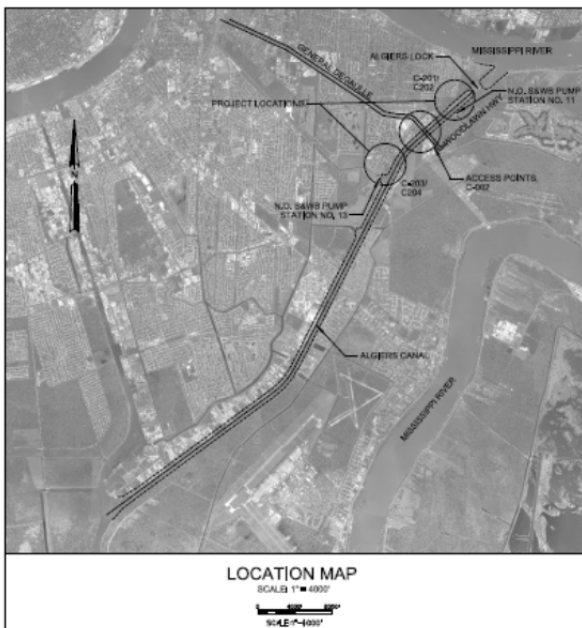


図-36 個別発注⑩工事箇所

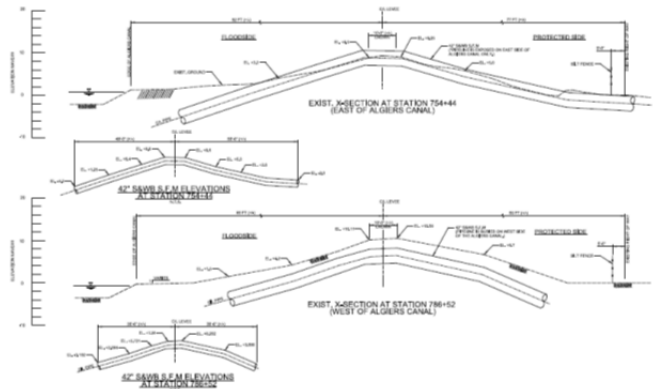


図-37 個別発注⑩標準断面の例

表-108 個別発注⑩の数量表

	支払い項目	数量	単価	入札額
基本工事				
0001	着工準備, 撤去	一式		
0002	仮設擁壁, 仮設洪水防御	一式		
0003	シルトフェンス	2,000 フィート		
0004	トラック洗浄架台	一式		
0005	整地	一式		
0006	掘削	一式		
0007	埋戻し	一式		
0008	排水	一式		
0009	築堤, 締め盛土	1,154 平方ヤード		
0010	鋼製シートパイル, PZ-27 型	8,910 平方フィート		
0011	H 鋼杭, HP14X73	1,756 フィート		
0012	種子散布とシート養生	2 エーカー		
0013	用土への石灰散布	2 トン		
0014	用土への硫黄散布	1 トン		
0015	肥料	-		
0015AA	最初の 120 ポンド	120 ポンド		
0015AB	追加の 100 ポンド	100 ポンド		
0016	既存配管の修正 (42"下水圧送管)	一式		
0017	12"水道管	一式		
0018	コンクリート洗掘防止工	1,740 平方ヤード		
			小計	\$
追加工事 (WBV-47.1 側@12 インチ水道管)				
0019	着工準備, 撤去	一式		
0020	シルトフェンス	1,000 フィート		
0021	整地	一式		
0022	掘削	一式		
0023	埋戻し	一式		
0024	築堤, 締め盛土	2,460 立方ヤード		
0025	種子散布とシート養生	1 エーカー		
0026	用土への石灰散布	1 トン		
0027	用土への硫黄散布	0.5 トン		
0028	肥料	-		
0028AA	最初の 60 ポンド	60 ポンド		
0028AB	追加の 50 ポンド	50 ポンド		
0029	12"水道管	一式		
			小計	\$
			合計	\$

(3) 陸軍工兵隊デトロイト管区による湖、河川の維持浚渫事業

① 事例概要

事例の概要を表-109 に示す。

表-109 事例概要

項目	内容
案件名	FY11 Multiple Award Task Order Contract (MATOC) for Maintenance Dredging Support, Great Lakes Districts
入札案内番号	W911XK-11-R-0018
分類	Y -- Construction of structures and facilities
発注者	米国陸軍工兵隊, デトロイト管区
事業概要	米国北部に位置する五大湖地域(デトロイト, シカゴ, バッファロー)における湖, 河川の維持浚渫 (hydraulic, mechanical or hopper)
中小企業保護対策	競争参加者を年間売上高\$20M 以下の企業に限定
支払い	固定価格
競争参加者数	14 者
基本契約者数	10 者 (予定 5~10 者)
契約期間	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)
基本契約総額	\$49M
個別発注規模	\$5,000~\$3.5M
最低保証額	\$5,000
契約プロセス	入札事前案内 : 2011/6/13 入札案内 : 2011/11/1 入札説明会 : 2011/11/15 入札締切 : 2011/12/1 特定 : 2012/2/23 契約 : 2012/2/24
基本契約者の選定基準	トレードオフによる総合評価 Volume I: 技術情報 Volume II: 過去/現在実績 Volume III: 価格提案書 (基本項目, 参考事業) 重要度 ・技術要素 > 現在/過去実績 ・技術要素 + 現在/過去実績 > 価格要素

本事業は米国北西部のカナダとの国境に位置する五大湖ならびに同地域(デトロイト, シカゴ, バッファロー)の湖, 運河, 河川の維持浚渫を行う中小企業を対象とした陸軍工兵隊のデトロイト管区を発注機関とする MATOC である。

予定された個別発注は\$5,000~3.5M の範囲で, 契約期間を通じた発注総額の最大値は\$49M と中規模の MATOC である。

契約期間は 1 年間で基本年として別途 1 年間の追加契約が 2 回予定されている。5~10 者の予定に対して, 14 者が入札に参加し, 10 者が基本契約を締結した。

② 基本契約

基本契約の要求提案書の目次と内容を表-110 に示す。基本契約者の選定方法が示されている Section00100 について記述する。

提案は Volume I (技術情報), Volume II (現在/過去実績) および Volume III (価格) の 3 つに分けて提出される。3 つの提案書の相対的な重要度について表-111 のとおり説明されているが, 具体的な配点や計算方法には言及していない。

表-110 提案要求書の目次と内容

目次	内容
Solicitation, Offer, And Award	案件情報
Section 00010 Pricing Schedule, Notes	見積り表, 注意事項
Bid Schedule No.1—Base And Option Years	見積り表 1—基本年と追加年
Bid Schedule No.2—Prototype Projects	見積り表 2—参考工事
Section 00100 Instructions, Conditions And Notices To Offerors	入札の概要
1.0 INTRODUCTION	提案の提出方法, 不的確な提案の措置, 入札保証金等について
Section 00110 Proposal Preparation Instructions To Offerors	提案書の作成について
1.0 General Instructions	内容, 期限, 書式
2.0 Proposal Volume Contents	評価項目の内容
Section 00120 Proposal Evaluation And Basis For Award	提案の評価方法
1.0 General Information	評価の概要
2.0 Evaluation Factors For Award	評価項目の相対的重要度, 各提案書の評価方法
3.0 Award And Debriefings	基本契約者の特定と結果説明
Section 00600 Representations & Certifications	表明と証明 (FAR52 抜粋)
Section 00700 Contract Clauses	契約条項 (FAR52 抜粋)
Section 00800 Special Contract Requirements	特別な契約条件 (天候の影響による延長, EFARS52 抜粋, 浚渫関連の海軍業務の条項など)

表-111 提案書の重要度

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・技術要素は過去実績よりも著しく重要度が高い ・技術要素と過去実績の組合せは価格よりも著しく重要度が高い |
|---|

受注者選定は FAR15.3 の「受注者選定」に準じて、トレードオフによる総合評価で実施される。各提案書の評価項目および評価方法については表-112 の通りである。

表-112 評価項目および評価方法

No.	評価項目	評価方法
Volume I 技術情報	<ul style="list-style-type: none"> ①浚渫の設備と専門性 ②品質管理/品質確保計画 ③主要担当者の経歴書 ④企業の安全計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目に対して評価 (回答の妥当性, アプローチの実現可能性) を行う。 ・各項目の重要度は①>②>③>④
Volume II 現在/過去 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の過去 3 年間での 3~5 の同種実績, もし企業として情報がなければ, 前身の企業, 担当者または予定の下請け企業についての実績 ・以前の発注者による過去実績証明 ・予定の浚渫の下請け企業またはパートナー名 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の事項を考慮 <ul style="list-style-type: none"> ・提案者の商慣習 ・顧客との関係 ・提案の遂行能力 ・浚渫の下請け企業の過去実績 ・現在進行中の実績も含む。 ・実績の新しさ, 関連性, 傾向を考慮 ・以下の副次的要素を考慮。5 つの副次的要素の重要度は同等。 <ul style="list-style-type: none"> ①品質管理②工期厳守③管理の効率性④安全基準への準拠⑤連邦法・規則への準拠
Volume III 価格提案書	<ul style="list-style-type: none"> <見積り表 1> <ul style="list-style-type: none"> ・主要担当者の人件費 (時間単価) ・計画書準備費用 (品質, 環境, 安全) ・一般管理費率 (%) <見積り表 2> <ul style="list-style-type: none"> ・参考事業単価: 4 項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・評点は行わない。 ・価格の「合理性」, 「現実性」について評価。

Volume I の技術情報の①～④の4要素に対して、より具体的に評価するための副次的な要素があり、表-113 の格付けに基づき評価される。これら副次的要素の評価を総合して、技術情報の評価となる。基本契約者となるには「許容範囲」を下回る評価があってはならない。

表-113 Volume I の副次的要素の評価

評価	定義
傑出している	提案書が要件に合致し、理解、アプローチが非常に優れている。強みが弱みをはるかに上回っている。業務遂行の失敗リスクが非常に低い。
良い	提案書が要件に合致し、要件への理解、アプローチが優れている。弱みを上回る強みを含んでいる。業務遂行の失敗リスクが低い。
許容範囲	提案書が要件に合致し、理解、アプローチが適切である。弱みを埋め合わせる強みを持つ、または契約業務の遂行には支障のないものである。業務遂行の失敗リスクは問題になるものではない。
最低限度	提案書が要件に明確に合致するものではなく、要件への理解、アプローチが適切ではない。強みによってカバーできない弱みを1つか複数含んでいる。業務遂行の失敗リスクが高い。
許容不可	提案書が要件に合致せず、1つまたは複数の欠陥を含んでいる。落札要件を満たさない。

現在/過去実績の評価では、3年以内の具体的実績、それらの傾向および関連性（施工方法の類似度）を考慮して評価を行う。関連性に対する格付けは表-114 のとおりである。また過去実績をより具体的に評価するために、5つの副次的要素が用いられる。

表-114 関連性の評価

評価	定義
高い関連性	現在/過去業務の実績が、今回の業務の求める実績と複雑性の範囲・規模と本質的に同じである。
関連性	現在/過去業務の実績が、今回の業務の求める実績と複雑性の範囲・規模と類似している。
弱い関連性	現在/過去業務の実績が、今回の業務の求める実績と複雑性の範囲・規模を一部含んでいる。
関連なし	現在/過去業務の実績が、今回の業務の求める実績と複雑性の範囲・規模をわずかに含んでいる/含んでいない。

最終的にはこれまでの評価を総合し、適宜、他の付加的な要素も考慮して、提案者の信頼度を表-115 の4段階で判断する。情報が得られない場合は、最下段の未知の信頼性（評価なし）となるが、他の提案者と比較した場合に発注者にとって最も有利な提案とならず、不的確な提案となり得る。

表-115 現在/過去実績の評価2（信頼性）

評価	定義
強い信頼性	直近/関連実績の記録より、発注者は提案者が要求されている業務を成功させる高い期待を持てる。
十分な信頼性	直近/関連実績の記録より、発注者は提案者が要求されている業務を成功させる合理的な期待を持てる。
限定的な信頼性	直近/関連実績の記録より、発注者は提案者が要求されている業務を成功させる低い期待を持てる。
信頼性なし	直近/関連実績の記録より、発注者は提案者が要求されている業務を成功させる期待を持ってない。
未知の信頼性（評価なし）	直近/関連実績の記録がない、またはわずかで、有意な信頼性の評価を適正に付与できない。

価格提案は基本年度ならびに追加年度それぞれの人件費（3種）・計画書準備作成費用（3種）（表-116）ならびに一般管理費率のリストと、参考工事（表-117）に対しての見積りが提出される。これら項目は延長期間を含む全ての個別発注に適用される。価格の評価の目的は、入札案内の要求事項に対して提案者の価格が適正で現実的であるか、提案要求をよく理解していることを示しているかを判定することである。価格は評点されない。

表-116 見積り表 1 (基本年と追加年)

項目		単位	単価 (基本契約)	単価 (追加年 1)	単価 (追加度 2)
0001	人件費				
0001AA	プロジェクトマネージャー	時間			
0001AB	品質管理マネージャー	時間			
0001AC	フィールドエンジニア	時間			
0002	計画書準備作成				
0002AA	品質管理計画	ケ			
0002AB	環境計画	ケ			
0002AC	安全計画	ケ			
0003	一般管理費率 (変更を含む全ての TO の労務, 設備, 資材, 下請けに適用)	%			

表-117 見積り表 2 (参考工事)

項目	数量	単価	入札額
0001	グリーンベイハーバー浚渫-着工準備, 撤去	一式	
0002	グリーンベイハーバー浚渫	60,000 立方ヤード	
0003	グランドヘブンハーバー浚渫-着工準備, 撤去	一式	
0004	グランドヘブンハーバー浚渫	35,000 立方ヤード	
		合計	\$

③ 個別発注

(i) 発注状況

基本契約の提案要求書によると、個別発注の受注者の選定では LPTA が採用され、評価項目は設備能力、工期達成能力および価格となっている。

2012 年 2 月の基本契約以降、FPDS に掲載され 2014 年 8 月までに契約された 29 件の個別発注一覧、対象事業ごとの件数と基本契約者の個別発注受注状況を表-118、表-119 と表-120 に示す。基本契約年数は 1 年間であったが、期間延長が実施された。個別発注は 3 年間発注されているが、発注時期の偏りがなく、毎年約 10 件ずつ発注されている。契約額の総額は当初予定の \$49M に対して半分以下の約 \$23M にとどまっている。

個別発注の最大額は約 \$2.5M で、当初予定の最大額の \$3.5M の約 7 割程度である。事業対象は 2 種類に限られ、2 件の維持管理を除き、残りの 27 件のすべてが浚渫施設の建設となっている。

競争参加者数について、基本契約者の半数の 5 者以上が参加した個別発注が 4 件しかない。3 者または 4 者の場合が目立ち、平均で 3.6 者となっている。基本契約者の受注状況では、10 者のうち 3 者は全く受注していない。その他の 7 者については件数で 2 件~7 件、受注額で \$1.5M~\$6.1M となっている。

表-118 個別発注一覧

No.	契約日	工期	契約額 (\$)	事業対象	競争参加者数	No.	契約日	工期	契約額 (\$)	事業対象	競争参加者数
1	2012/3/20	2012/5/31	637,915	ZIKF	4	16	2013/8/22	2013/9/15	265,500	YIKF	5
2	2012/3/27	2012/4/30	336,175	YIKF	3	17	2013/8/22	2014/3/15	1,496,125	YIKF	3
3	2012/3/27	2012/4/30	333,508	YIKF	3	18	2013/9/9	2013/10/29	192,700	YIKF	4
4	2012/4/10	2012/8/17	1,111,000	YIKF	4	19	2013/9/17	2013/11/10	283,449	YIKF	6
5	2012/5/24	2012/7/15	532,400	YIKF	2	20	2013/9/20	2013/11/6	334,000	YIKF	4
6	2012/6/29	2012/7/30	247,375	ZIKF	5	21	2014/2/28	2014/5/31	822,500	YIKF	2
7	2012/6/29	2012/11/15	1,628,500	YIKF	2	22	2014/3/19	2014/6/4	592,200	YIKF	3
8	2012/8/13	2013/3/1	2,504,300	YIKF	3	23	2014/4/23	2014/9/5	1,124,410	YIKF	6
9	2012/12/17	2013/5/15	541,275	YIKF	4	24	2014/5/6	2014/6/1	163,264	YIKF	5
10	2012/12/27	2013/5/31	517,000	YIKF	3	25	2014/5/30	2014/7/28	443,600	YIKF	4
11	2013/4/11	2013/8/31	1,699,984	YIKF	3	26	2014/6/2	2014/6/29	939,608	YIKF	4
12	2013/4/17	2013/6/12	397,200	YIKF	3	27	2014/8/15	2014/10/25	392,000	YIKF	4
13	2013/4/22	2013/9/1	1,741,400	YIKF	4	28	2014/8/19	2014/8/24	606,925	YIKF	3
14	2013/6/24	2013/8/3	1,499,992	YIKF	2	29	2014/8/28	2014/11/6	358,400	YIKF	3
15	2013/7/12	2013/11/14	1,393,900	YIKF	3		平均		797,814		3.6

表-119 個別発注の対象事業

PSC	対象事業	案件数 (件)
YIKF	浚渫施設の建設	27
ZIKF	浚渫施設の維持管理	2

表-120 基本契約者の個別発注受注状況

No.	企業名	企業情報		個別発注受注件数	契約額
		従業員数	売上高/年		
1	The King Co., Inc.	35	\$6,000,000	5 件	\$2,146,450
2	Roen Salvage Co.	32	\$1,604,279	3 件	\$5,639,600
3	Morrish-Wallace Construction, Inc	36	\$12,907,652	3 件	\$3,199,325
4	Faust Corporation	12	\$4,054,000	-	-
5	Marine Tech, LLC	16	\$5,400,000	-	-
6	MCM Marine, Inc.	44	\$8,132,598	7 件	\$2,820,062
7	Luedtke Engineering Company	44	\$13,635,383	6 件	\$6,111,276
8	Great Lakes Dock & Materials, LLC	18	\$8,208,639	3 件	\$1,488,557
9	Malcolm Marine Incorporated	8	\$1,284,000	2 件	\$1,731,335
10	Geo. Gradel Co.	100	\$16,000,000	-	-
	合計			29 件	\$23,136,605

(4) 海軍施設技術部南西師団による道路事業

① 事業概要

事例の概要を表-121 に示す。

表-121 事例概要

項目	内容
案件名	ID/IQ MACC for Paving Work at Various Locations within The Naval Facilities Engineering Command Southwest Area of Responsibility including but Not Limited to, AZ, CA, CO, NV, NM and UT.
入札案内番号	N6247311R0002
分類	Y-- Construction of structures and facilities Z-- Maintenance, repair, and alteration of real property
発注者	NAVFAC Southwest, Capital Improvement Contract Core
事業概要	NAVFAC 南西師団の管轄する道路や駐車スペースの舗装の新設、補修、維持管理や緊急補修工事および関連する現場の改良工事
中小企業保護対策	競争参加者を年間売上高\$33.5M以下の企業に限定 (HUBZone に所在のある企業に優位な評価)
支払い	固定価格
競争参加者数	26 者
基本契約者数	7 者 (予定 3 者以上)
契約期間	1 年間 (+追加 1 年間×2 回)
基本契約総額	\$100M (追加期間含む)
個別発注規模	\$5,000~\$5M
最低保証額	\$5,000
契約プロセス	入札事前案内 : 2011/1/18 入札案内 : 2011/2/2 入札締切 (Phase1) : 2011/3/4 落札 : 2012/7/20 契約日 : 2012/7/24
基本契約者の選定基準	FAR36.3 「デザインビルドの二段階選抜手続き」 Phase1 要素 A : 技術的アプローチ 要素 B : 技術資格 要素 C : ボンドの提出 Phase2 (総合評価により選定. Phase1 の提出物や評価結果は加味しない) 要素 1 : 過去実績 要素 2 : 安全管理 要素 3 : 中小企業の活用 要素 4 : 技術的解決方法 要素 5 : (TO0001 に対する) 価格

本事業の対象地域は NAVFAC 南西師団の管轄するアリゾナ州、カリフォルニア州、コロラド州、ニューメキシコ州、ユタ州の 5 州内の道路や駐車スペースの舗装 (アスファルト、コンクリート) の新設、補修 (クラック、オーバーレイ、スラリーシール)、維持管理や緊急補修工事および関連する現場の改良工事 (撤去、掘削、土工事、洪水排水システム、標示板設置) である。対象地域は上記の他、NAVFAC Atlantic の所管全域から発注される可能性がある。

予定された個別発注は\$5,000~\$5Mの範囲で、契約期間を通じた最大の発注総額は\$100Mである。個別発注は主にデザインビルドだが、工事だけの場合もある。契約期間は 1 年間で基本年として別途 1 年間の追加契約が 2 回予定されている。

② 基本契約

本事例はデザインビルドの案件を含むため、入札は FAR36.3 「デザインビルドの二段階選抜手続き」に準じて実施された。各 Phase での評価項目を表-122 に示す。Phase1 では、資格やボンドの提出等が審査される。Phase2 では Phase1 を通過した企業が過去実績や中小企業の活用度などに加えて価格の要素により評価される。Phase2 はトレードオフによる総合評価により選定され、Phase1 での提出物や評価結果は Phase2 では評価の対象とならない。3 者以上の予定に対して、26 者が入札に参加し 7 者が基本契約を締結した。

表-122 評価項目

Phase1	Phase2
要素 A : 技術的アプローチ 要素 B : 技術資格 要素 C : ボンドの提出	要素 1 : 過去実績, 要素 2 : 安全管理 要素 3 : 中小企業の活用 要素 4 : 技術的解決方法 要素 5 : 価格 (初回個別発注に対する見積り)

③ 個別発注

2012年7月の基本契約以降、2014年11月までに発注された53件の個別発注のリスト、対象事業ごとの件数と基本契約者の個別発注受注状況を表-123～表-125に示す。

53件のうち2012年9月が3件、2013年の3月～9月が10件の契約であったが、2014年4月から9月の間に39件が契約されており、延長期間となる3年目の契約数が多い。またアメリカの会計年度が10月～9月であり、年度の後半となる時期の契約が多いと推察される。競争参加者数の平均は4.6者である。1者入札が1件、2者入札は2件のみで、概ね3者以上が個別発注の入札に参加している。

工事内容は、空港の滑走路および誘導路、道路/橋梁/鉄道、駐車場施設等の建設、維持管理および補修/改修等である。さらなる個別発注の詳細は不明である。

受注状況に偏りがみられ、個別発注の約半数の28件を1者が受注していて、受注額でも約54%を占めている。

表-123 個別発注のリスト

No.	契約日	工期	契約額 (\$)	事業対象	競争参加者数	No.	契約日	工期	契約額 (\$)	事業対象	競争参加者数
1	2012/9/18	2012/12/19	516,822	Z1LB	5	28	2014/8/19	2015/5/31	2,548,272	Z2LB	6
2	2012/9/27	2013/1/10	455,000	Z2LB	5	29	2014/8/25	2015/5/31	386,863	Z2PZ	6
3	2012/9/30	2013/3/29	273,800	Z1LB	6	30	2014/8/28	2014/12/30	504,584	Z2PZ	5
4	2013/3/20	2013/6/4	232,338	Z2BD	6	31	2014/8/29	2015/9/30	907,686	Z2LB	2
5	2013/6/4	2013/10/15	327,500	Z2LB	6	32	2014/9/3	2015/6/30	1,324,024	Z2LB	5
6	2013/7/18	2014/7/18	328,500	Y1LZ	5	33	2014/9/8	2014/10/23	92,647	Z2LB	1
7	2013/9/9	2014/10/4	778,000	Z2LB	5	34	2014/9/12	2015/5/15	452,452	Z2LB	4
8	2013/9/9	2014/2/17	624,757	Z2LB	5	35	2014/9/12	2015/6/30	367,400	Z2LB	5
9	2013/9/13	2014/3/14	88,599	Z2LB	4	36	2014/9/12	2015/9/27	619,713	Z2LB	6
10	2013/9/25	2014/9/30	1,069,575	Z1LB	4	37	2014/9/17	2015/10/2	945,000	Z1LB	4
11	2013/9/27	2014/3/27	394,998	Z1LB	4	38	2014/9/18	2015/6/30	348,610	Z2LB	5
12	2013/9/30	2014/5/6	2,021,229	Y1LB	3	39	2014/9/19	2015/10/4	3,718,327	Z1LB	4
13	2013/9/30	2014/10/15	763,693	Z2LB	3	40	2014/9/20	2015/7/19	1,046,401	Z1LB	5
14	2014/4/15	2014/7/29	53,397	Z2LB	5	41	2014/9/20	2015/7/19	1,838,948	Z1LB	5
15	2014/4/18	2014/11/4	1,234,567	Z1LB	4	42	2014/9/23	2015/6/30	614,614	Z2PZ	5
16	2014/4/25	2014/7/8	333,300	Z2LB	4	43	2014/9/24	2016/4/21	4,038,986	Z2LB	3
17	2014/6/17	2014/8/22	383,000	Z1LZ	4	44	2014/9/28	2014/12/17	62,000	Z2LB	6
18	2014/6/25	2014/10/7	381,147	Z2LB	3	45	2014/9/29	2015/6/24	1,208,888	Z2LB	6
19	2014/6/27	2014/12/2	522,115	Z1LB	4	46	2014/9/29	2015/6/30	1,622,000	Z2PZ	5
20	2014/7/8	2015/4/7	731,115	Z2LB	4	47	2014/9/29	2015/6/30	565,029	Z2PZ	5
21	2014/7/15	2014/9/25	533,212	Z2LB	4	48	2014/9/29	2015/7/23	1,272,135	Y1BD	5
22	2014/7/8	2015/4/22	1,361,541	Z2LB	4	49	2014/9/30	2014/12/26	674,476	Z1BD	6
23	2014/8/4	2015/5/1	2,220,129	Z2LB	6	50	2014/9/30	2015/1/5	222,222	Z1LZ	3
24	2014/8/7	2015/5/2	2,429,989	Z2LB	6	51	2014/9/30	2015/3/28	97,045	Y1LB	6
25	2014/8/8	2014/11/12	505,000	Z2LB	3	52	2014/9/30	2015/7/27	699,459	Y1BD	6
26	2014/8/12	2015/5/30	1,742,221	Z2PZ	6	53	2014/11/18	2016/4/1	682,450	Z1LB	2
27	2014/8/19	2015/5/30	369,691	Z2LB	5			平均	896,896		4.6

表-124 個別発注の対象事業

PSC	対象事業	案件数 (件)
Y1BD	空港の滑走路および誘導路の建設	2
Y1LB	道路/橋梁/鉄道の建設	2
Y1LZ	駐車場施設の建設	1
Z1BD	空港の滑走路および誘導路の維持管理	1
Z1LB	道路/橋梁/鉄道の維持管理	11
Z1LZ	駐車場施設の維持管理	2
Z2BD	空港滑走路および誘導路の補修/改修	1
Z2LB	道路/橋梁/鉄道の補修/改修	27
Z2PZ	ビル以外の施設の補修/改修	6

表-125 基本契約者の個別発注受注状況

No.	企業名	企業情報		TO 受注件数	契約額
		従業員数	売上高/年		
1	Allen Engineering Contractor, Inc.	145	\$33,527,000	0	0
2	CJW Construction, Inc.	24	\$10,000,000	1	1,622,000
3	CSI- S J H A Joint Venture	600	\$70,000,000	5	2,788,450
4	Hal Hays Construction, Inc.	195	\$64,480,300	28	25,701,980
5	Pave-Tech, Inc.	47	\$36,980,340	3	4,823,705
6	Reyes Construction, Inc.	95	\$54,200,000	5	7,264,889
7	Romero General Construction Corp.	43	\$28,467,280	11	5,334,442
	合計			53	47,535,466

3.5. 外部機関による評価

1990年代、数量未確定契約の運用当初には、契約担当官に与えられた「広範な裁量」に間違っただけの解釈があり、個別発注が随意契約される等、適切な競争の確保に問題があった点が会計監査院等により報告されている。その後1999年のFARの改定では、個別発注の発注における指名と割り当ての禁止を明記しており、適正な競争を促している。

本節では表-126に示す数量未確定契約の実態を評価した監査レポートの内容について記載する。

表-126 数量未確定契約に関する監査レポート

作成機関	発行年月	レポート名
会計監査院	1998/9	Multiple-Award Contracting at Six Federal Organizations ⁽²⁶⁾
国防総省 監査局	1999/2	DoD Use of Multiple Award Task Order Contracts ⁽²⁷⁾
国防総省 監査局	2001/9	Multiple Award Order Contracts for Services ⁽²⁸⁾
国防総省 監査局	2012/10	Award and Administration of Multi Award Contracts at Naval Facilities Engineering Command Specialty Centers Need Improvement ⁽²⁹⁾

(1) 会計監査院による監査レポート (1998年)

1998年会計監査院のレポートでは、6つの連邦機関における基本契約(ITサービス・備品調達関連)で、以下の3項目について調査を行った。

- ① 基本契約者への公正な機会の提供
- ② 他機関が締結した基本契約を使用する際の手数料について、発注までに要する費用と比較した上での査定方法
- ③ 小規模企業の基本契約における連邦調達参加への影響

対象となった6つの機関とは、防衛情報システム局(DISA)、運輸省(DOT)、連邦調達局(GSA)、国立衛生研究所(NIH)、電子システムセンターハンスコム空軍司令部(ESC/HAFB)、空軍スタンダードシステムグループ(SSG)である。

以下、監査レポートにおける3項目の調査結果について記載する。

① 基本契約者への公正な機会が提供

公正な機会および競争性を確保するための手法は機関ごとに異なるものであったが、6機関の中で公正な機会の確保を一般的に実践できていたのは、GSAとESC/HAFBの2機関のみであった。GSAにおいては全ての発注について、基本

契約者に提案書の提出を要求していた。残りの4機関では、発注案内の時点で好ましい基本契約者との随意契約、または提案が1つしか提出されなかったケースが多く見られた。また機関の中には発注担当官が契約担当官へ、全ての基本契約者が公平な選定機会を与えられたかどうか報告する義務がなかったため、随意契約が占める割合が分からない場合もあった。

これらの結果を受け、行政管理予算局の進言により、好ましい基本契約者の指名を禁止する規則が1998年9月9日の連邦政府の官報にて発行された。

② 基本契約の使用手数料と発注に要する費用の比較

6つのうち5つの機関では他機関からの発注を認めており、その場合、基本契約者の選定や発注の管理にかかる手数料を請求している。DISA、DOT、NIHでは基本契約にかかった費用に対し、手数料を比較するのに十分な情報が提供されなかった。例えばDOTでは契約を管理する上で、発生する費用と受け取る収入を分けるための詳細な情報を提供しなかったが、1998年度より個別にこれら費用の追跡を開始することとなった。一方、NIHでは内部からの発注には定額\$125であるが、他機関からの発注には発注価格の1%としていて、最高で\$99,000の手数料が発生していた。

③ 小規模企業の基本契約における連邦調達参加への影響

複数者契約の影響と明確に評価はできないが、小規模企業が基本契約締結での競争力が弱いという懸念に反して、FASA以降の1994年と1997年の調査によって、連邦調達に占める小規模企業参加の割合は増加してきていることが示された。調査対象機関でもSSGで小規模企業のために基本契約の一部を確保している事例や、DOTで大規模で複雑な要件を機能により3つに分割し、それぞれの中で小規模企業による受注を1つ、小規模かつ不利な企業による受注を1つ確保するといった対策を行っている事例があった。

(2) 国防総省監査局による監査レポート (1999年)

国防総省の監察局は、上院議員からの要求により、1995～1998年度に国防総省で発注された総額\$500万以上となる基本契約636件の中から12件の事例、50件の基本契約、156件の個別発注について調査した。

調査の結果、物品調達を行うデリバリーオーダーは競争性が確保され、78%のデリバリーオーダーで最低価格を提示した者が受注していた。一方、124件のタスクオーダーの内、58件で競争が行われた。そのうち36件が最低価格入札者以

外の者に落札され、価格は契約の中で重要な要素ではなかった。また残りの 66 件は随意契約されたもので、このうち理由が正当化されるものは 8 件しか存在しなかった。しかし複数者契約で、\$2,500 以上では全ての基本契約者に公正な機会を与えるという法的要求事項が守られていないことが分かった。以下、監査レポートでの結論について記載する。

① 個別発注における価格競争の推奨

数量未確定契約では、基本契約の段階で調達対象や数量が明確でないため、入札案内書や契約書に示される最低保証額と個別発注の最大規模の差が大きく、基本契約時には単価設定の判断が困難である。通常、基本契約の入札では競争参加者はリスクを勘案して高い単価を提案するため、発注機関は個別発注で発注数量を確定した際に単価を精査し、適正コストを導く必要がある。以上より、基本契約では技術的な要素の評価により、個別発注では価格競争により受注者を決定することを推奨する。

② 個別発注における公正な機会の欠如

FAR で契約担当官に認めている随意契約の権利についての間違った解釈があり、正当化のための説明が正しく提供されていないため、国防総省が複数者契約のメリットを正しく享受できていないとの指摘がされている。図-38 のとおり、最低価格による競争入札が実施されたのは契約額ベースで全体の 23% であり、一方、54% が競争なしの随意契約であった。

66 件の随意契約の理由の内訳は表-127 のとおりであり、適切な説明があるのは継続性のうちの 8 件のみである。今回の事例について、FAR で認められている随意契約理由の最低保証、継続性、緊急性、固有性における問題点、その他の理由との関連は表-128 の通り整理される。

- ・ 複数者契約が効果的に活用されていない
- ・ 契約担当官とプログラムオフィスが全ての基本契約者への公正な機会を考慮せず、好ましい基本契約者を指名している

以上の結論を受けて、後述の 2001 年の会計監査レポートによると、1999 年 5 月には、国防総省管理予算局の副局長から大統領運営審議会に対して複数者契約に関する文書が送付された。文書では本レポートでの現状に加え、複数者契約の使用と公正な機会のプロセスを強化し、特定の仕事への好ましい基本契約者の指名を継続しないと述べられている。

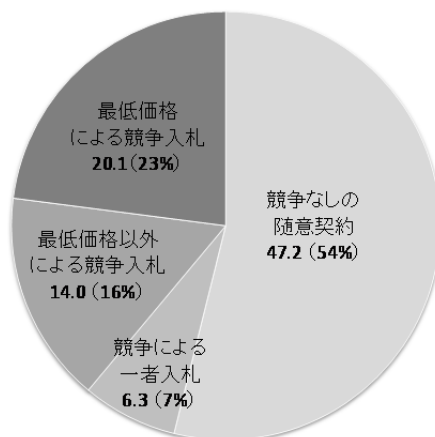


図-38 個別発注の受注者選定方法 (契約額ベース, \$M)

表-127 随意契約の理由の内訳

随意契約理由	件数 (割合)	総額 (\$M) (割合)	
最低補償	10 (15.2%)	1.5 (3.2%)	
継続性	23* (34.8%)	14.0 (29.7%)	
緊急性と固有性	6 (9.1%)	4.3 (9.1%)	
説明不十分	過去の実績	8 (12.1%)	21.3 (45.1%)
	説明なし	11 (16.7%)	3.8 (8.1%)
	割当発注	6 (9.1%)	1.6 (3.4%)
	同一の下請け	2 (3.0%)	0.7 (1.5%)
合計	66 (100.0%)	47.2 (100.0%)	

*うち 8 件 (\$8.8M) は適切な説明あり

表-128 随意契約の理由と運用上の問題点

理由	不適合とされる内容
最低保証	10 件の内 9 件は、基本契約後、最初の個別発注で利用されており、残りの 1 件も契約後 3 ヶ月以内に発注されている。
継続性	23 件の内 15 件で最初の個別発注時に適切な競争が確保されていない。
緊急性	他の候補者が要件を満たさないと十分な説明がなされていない。
固有性	同上
過去の実績	企業の過去実績・経験を理由とした随意契約は認められない。固有性等、他の候補者が仕事を遂行することができない理由の説明が必要。
説明なし	11 件で随意契約の理由が全く説明されておらず、このうち 1 件については、基本契約で示された仕事の範囲外のものであった。
割当発注	FAR で禁じられている、一つの仕事を分割して複数の企業に発注する手法が取られていた。
同一の下請け	3 者のうち 2 者の提案書に示される下請け会社が同一であった。提案書では契約額の 98% (A 社)、90% (B 社) が下請け企業により実施されるものであった。

(3) 国防総省による監査レポート (2001年)

国防総省の監察局は、1999年のレポート以降の継続調査のため、2000年度、2001年度に国防総省内15の機関から発注された複数者との数量未確定契約を対象とした監査レポートを作成している。

調査では、22件の複数者契約を含む84件の基本契約を対象として、これを基に発注される423件の個別発注を取り上げた。それらの内訳は表-129のとおりである。72%に相当する304件が随意契約されており、そのうち264件は不適切な手続きにより契約されていた。競争に付した残りの119件についても、37件で競争参加者が1者のみであった。

表-129 個別発注の受注者決定方法/随意契約理由

受注者選定方法		決定方法 (競争入札) 随意契約理由 (随意契約)	件数 (割合)
競争入札		一者入札	37 (8.7%)
		複数者入札で最低価格以外	33 (7.8%)
		複数者入札で最低価格	49 (11.6%)
随意契約	適切	適切な例外規定	40 (9.5%)
	不適切	広範な裁量 (書類有り)	76 (18.0%)
		広範な裁量 (書類無し)	72 (17.0%)
		緊急性	7 (1.7%)
		固有性	32 (7.6%)
		最低額保証	32 (7.6%)
		継続性	45 (10.6%)
合計		423 (100%)	

随意契約理由について、本来複数者契約に基づく発注では、優れた技術を持つ受注者を効率的に特定することが意図されており、固有性や緊急性は極稀な場合と考えられる。しかしながら調査の結果、固有性と緊急性による公正な機会の例外は恒常的に使われていることが判明した。

以上より、国防総省は数量未確定契約の複数者契約手法を適切に活用しているのは15機関のうちわずか3機関であり、本手法で目的とした継続的な競争環境の確保とコストの削減を実現できていないと結論づけた。

またFARでは、「公正な機会が確保される」方法について定義しておらず、契約担当官の「広範な裁量」を認め、全ての契約者に連絡を取ることなく受注者を特定することも考えられる。よってこの点を考慮して国防総省の調達では、同一の基本契約で既に発注された個別発注の実績を考慮すると共に、全ての個別発注で品質、価格またはコスト等を評価することを求めている。

例外規定の運用の問題点について監査レポートでは、以下の通り整理している。

- ・ 緊急性: 他の候補者が要求される時間内でサービスを提供できないという根拠が示されていないものや、そもそも緊急性が説明されていない案件が認められた。繰り返し発生するサービス・備品の調達は事前計画を立てることで対応でき、緊急性の例外としては認められない。
- ・ 固有性: 1者しか遂行能力がないことを理由に認められる例外規定だが、この正当化が不十分であり、契約担当官は他の候補者が個別発注を遂行する能力がない証拠を示せていない。契約担当官は指名企業の固有の能力に加えて、この専門性についても示す必要がある。
- ・ 継続性: 当該基本契約で事前に発注された個別発注の継続であり、かつ最初の発注時に候補者全員に公正な機会が与えられた場合に認められる。調査で問題が認められた全ての案件が、最初の発注時に随意契約されたものであった。また、最初の発注が別の契約にもとづく個別発注である例も見られた。
- ・ 最低額保証: 契約書に定められる最低額を保証するための発注であるが、組織内部の中小企業への発注率の目標を達成するために使用された例が存在する。契約担当官が制度の不正使用を認識しながらも、プログラムオフィスの圧力により使用された例がある。ある例では、契約後わずか2ヶ月以内に最低保証額の2.6倍となる額で発注がなされている。もし競争に付したならば競争価格が得られ、それでも最低保証額を満たしたと考えられる。

(4) 国防総省による監査レポート (2012年)

国防総省の監察局は2001年に作成したレポートの続編として2012年に、NAVFACの2009-2011年度の複数者による数量未確定契約を対象とした監査レポートを作成している。

監査報告書では、NAVFACの調達専門センターが発注した4件の基本契約を取り上げた。この中で発注された20件の個別発注については個別発注で厳密に競争がなされているかを検証した結果、これまで課題となっていた公正な機会について、監査レポートではおよそ確保されていると評価する一方、以下の問題があった点を指摘している。

- ・ 全ての基本契約者に対して提案要求を行わなかった事例: 2件
- ・ 全ての権利者に対する公正な機会を与えてはいるが、
 - ・ 競争参加者が1者であり、合理的な価格決定の説明がない事例: 6件
 - ・ 変更時に合理的な根拠が無いまま増額を行った事例: 9件

3.6. まとめ

数量未確定契約について段階（計画・準備、基本契約、個別発注）ごとに整理し、概要を図-39 にまとめる。

(1) 計画・準備

FAR に規定される数量未確定契約の適用条件より、調達する数量が未確定の場合でも事前に基本契約者を特定し、調達の要求や予算が具体化してから個別発注により迅速に調達できる。さらに最低価格による選定基準により、発注手続きの簡略化が可能となる。

連邦道路庁は、連邦公有地等の地域で限定的に管理道路を保有し、これら道路を対象として MATOC を利用している。西部連邦公有地道路事務所 (WFLHD) では、2011～2013 年度は建設工事のうち約 28% を MATOC の個別発注として発注しており、今後も全体の 1/3 程度を MATOC により調達していく見込みである。

陸軍および海軍では、軍基地および軍の保有する施設の改修や補修を中心とした様々な建設/修繕事業に MATOC や MACC を幅広く活用している。工事のみを対象とした案件の他、デザインビルドも用いられている。

米国では中小企業法に基づく保護政策を実施しており、事例では、競争参加者の年間売上高の上限を指定し、基本契約者を中小企業に限定していた。

(2) 基本契約

基本契約の入札案内や提案要求書には、①工事の内容、②契約期間、③基本契約総額、④個別発注規模、⑤基本契約者数、⑥基本契約者の選定方法、⑦評価方法等が示される。

① 工事の内容

工事の内容については個別発注の対象工事の自由度を高めるよう、基本契約の時点では広範な表現となっていて、個別発注の要求提案書にて工事の内容が具体化される。

② 契約期間

FAR では、建設工事への適用は必須ではないが、複数年契約を原則、最大で 5 年間と規定している。適用状況や事例でも 5 年間に設定している例が多く、その他には 3 年間と設定しているものがあつた。多くの案件で基本年度 (1 年間) + 追加契約年度の形態で設定されている。

③ 基本契約総額

規定上は基本契約総額の上限について規制されていない。適用状況では \$1 億を超える案件も見られたが、一番多いのは \$4,500 万～\$5,000 万規模の案件である。

④ 個別発注規模

基本契約の入札案内では個別発注の規模の範囲が示すことが必須になっている他、予定している発注件数や案件リストを提示する例もある。

⑤ 基本契約者数

FAR の規定上、数量未確定契約では 2 者以上と契約を結ぶことを原則としている。基本契約者数は事業の内容や予定される予算の規模、発注件数等を勘案して予定者数を設定する。

適用状況では、基本契約者数が 3～13 者と案件により幅があるが 5 者にピークが見られ、平均では 5.6 者であつた。

一方、個別事例の競争参加者について、陸軍工兵隊デトロイト管区を除き、個別発注には概ね半数以上の基本契約者が参加している傾向が見られた。ただし基本契約者数で十分な競争関係が維持できない場合、発注者は新たな公示・競争を行い基本契約者の追加を行う権利がある。

⑥ 基本契約者の選定方法

基本契約では、価格提案書と技術提案書の両方を提出する。全ての応募者から価格提案と技術提案を同時に受領する方式の他、デザインビルドの案件等では、最初に技術提案の評価によりショートリストを作成後、選抜された企業から価格提案を受け付ける二段階方式の採用もある。陸軍工兵隊のニューオリンズ管区では、手続き期間が短い一段階方式を好んで採用している。

価格提案を行う見積りの対象として初回個別発注または実在しない想定案件の場合がある。前者の場合、基本契約者と初回個別発注の受注者が同時に選定される。ここで提出した単価は、基本的に受注者選定の目的のみに利用され、基本契約者を拘束するものではない。

事例では、技術提案では会社実績、主要担当者名、実施体制 (下請け企業)、財務力 (経営指標やボンド能力の証明書) を提出する案件があつた。会社実績では、入札案内書に指定される同種工事についての概要と実績案件の発注者が評価を記入する書式の提出が求められる。

難易度の高い案件では施工計画書や安全計画書など、作成・準備に一定の手間を要する書類が含まれることが多い。

個別事例では基本契約の発注手続きに 4～7 ヶ月の期間を

費やしている。一方、公示後度重なる変更を経て、契約まで12ヶ月以上要している案件も多い。WFLHDへのヒアリングでは、案件の複雑さ等によって異なるが、基本契約の発注手続きに要する期間は一般的には4~8ヶ月程度との回答を得ている。

⑦ 評価方法

事例では、技術提案のうち過去実績については「関連性」「信頼性」のそれぞれの観点で3~4段階の評価を受ける例が見られた。過去実績以外の主要担当者名、実施体制（下請け企業）、財務力（信用力）といった項目は、5~6段階で評価を行っているものが多い。いずれの案件においても評価の点数化を行う手法は見られなかった。具体的な配点、重み付けは明示されないが、項目間の相対的な重要度が示されている。総じて価格の相対的重要度は低く、また価格が低いことが評価されるのではなく、その妥当性や合理性が検証される。

(3) 個別発注

① 概要

個別発注では、発注手続きの簡略化の観点から FAR 第6部「競争条件」は適用外となり、受注者の決定において契約担当官に広範な裁量を与えられる。

一方、\$3,000以上の個別発注の発注には、基本契約者全てに対する「公正な機会」が推奨される。ここで言う「公正な機会」とは、案件に関する情報提供と競争参加の機会を与えることであり、順番に仕事を割り振るといった意味ではない。

1990年代の制度運用開始直後には「契約担当官の広範な裁量に間違った解釈があり、個別発注の発注に適切な競争が確保されない結果を招く」と会計検査が指摘した。そのため、後に FAR に「特定企業への割り当てや指名といった不公平な方法は用いない」という条文が追加された。

\$3,000以上の案件で随意契約を用いることができる例外の条件としては、事業の「緊急性」、「専門性」、「継続性」等があり、これらの正当性を文書化し内部の承認を得ること、また発注後もその正当性の理由を含めて情報を開示することが求められる。なお1999年、2001年に実施された国防総省監査局の調査では、「随意契約が十分な説明のないまま運用されている」ことが問題視されている。

② 個別発注の参加者

制度・契約書上では、基本契約者に全ての個別発注への競争参加を義務付けてはいないが、事例では入札不参加企業に対して不参加の理由書の提出の要求や、年間数回の不参加で

契約解除を行うといった一定の制限を基本契約で規定する例も見られる。

③ 規模

個別発注の規模は、複数者契約で\$100万~\$500万、単一者契約で\$10万~\$75万規模の案件が多い。事例で工期は、1ヶ月に満たないものから1年を超えるものまで様々であるが、全般的に数ヶ月規模の案件が多い。

④ 発注~契約手続き

WFLHDでは、個別発注の発注~契約手続きは50日（提案書作成30日、評価2~3週間）程度を要している。通常の密封入札に要する期間は60日程度であるため、一定の時間短縮を実現している。

陸軍工兵隊ニューオリンズ管区の事例でも平均で40日程度を要している。

⑤ 受注者選定

制度上、個別発注の入札案内は基本契約締結者にもみ示せばよく、政府の調達サイトで公告する義務はない。しかし発注機関や担当者によっては、下請け企業への情報提供を目的として、案件情報を FBO 等に提供することを原則としている。一般的にはこれと平行してメール等を通じて各企業の窓口へ直接連絡が行われる。

評価手法は最低価格、LPTA（技術的に容認可能な最低価格）、およびトレードオフと3つの手法があるが、いずれにおいても価格の要素を無視することは認められておらず、運用上は、最低価格を基準とする選定を行う案件が多い。ただし発注される個別発注の特殊性から、基本契約時点でその過去実績等について確認が不足と判断される場合は、陸軍工兵隊ニューオリンズ管区の事例のように、LPTAによる評価とし、改めて資格審査に相当する技術提案を提出する場合がある。

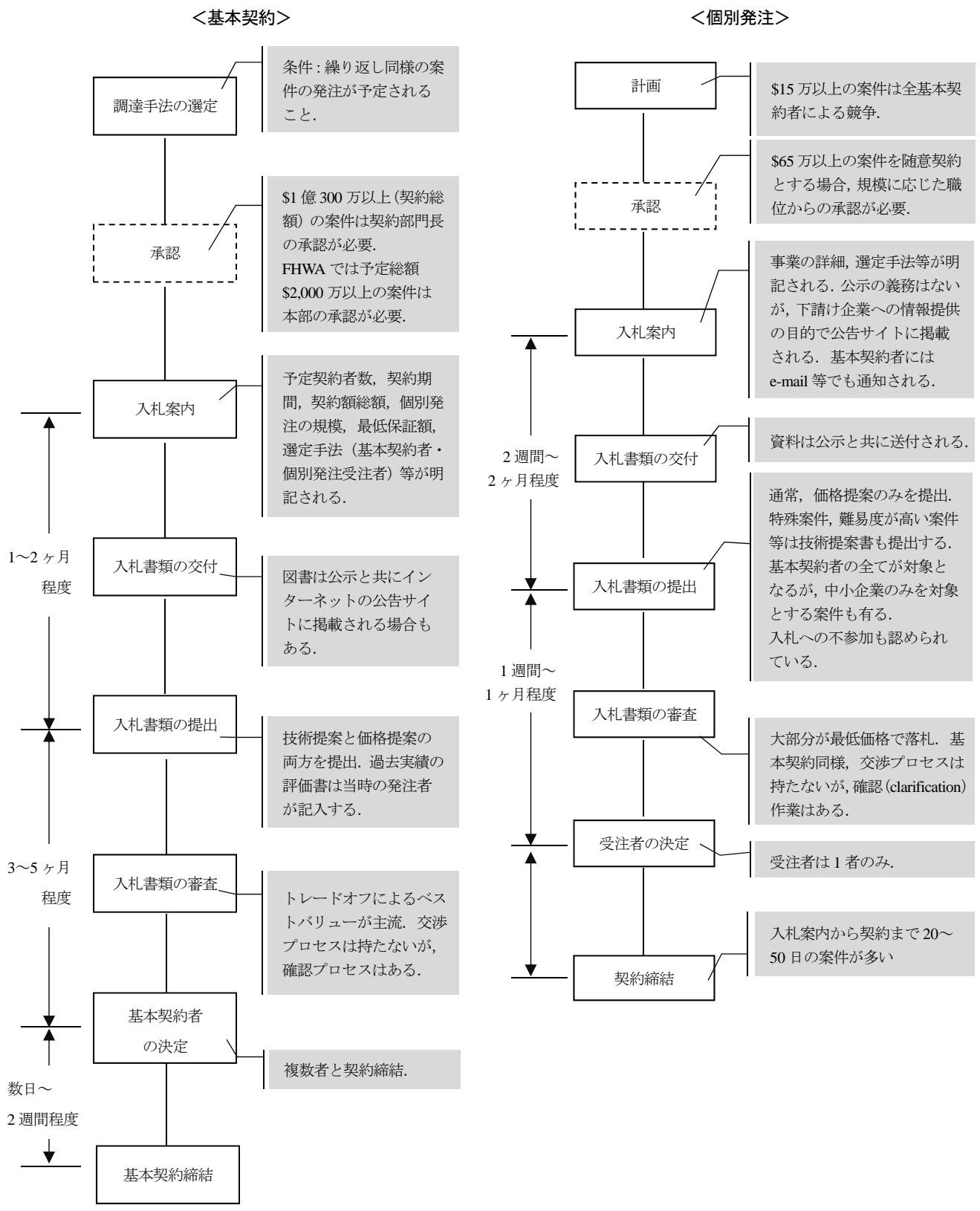


図-39 数量未確定契約の概要